厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 「地方衛生研究所における感染症等による健康危機の対応体制強化に向けた研究」

分担研究報告書

COVID-19実験室診断追補版(地方衛生研究所用)の作成

研究代表者 髙崎智彦 神奈川県衛生研究所 所長

研究分担者 貞升健志 東京都健康安全研究センター

調 恒明 山口県環境保健センター

皆川洋子 愛知県衛生研究所

四宮博人 愛媛県立衛生環境研究所

木村博一 群馬パース大学

研究協力者 水田克巳 山形県衛生研究所

猿木信裕 群馬県衛生環境研究所 木下和俊 名古屋市衛生研究所 奥野良信 大阪健康基盤研究所 望月 靖 岡山県環境保健センター 香月 進 福岡県保健環境研究所 鈴木理恵子 神奈川県衛生研究所

研究要旨

COVID-19の流行によるその病因ウイルスSARS-CoV-2のPCR検査をはじめとするウイルス遺伝子検査法が種々、保険適用となり検査マニュアルは、従来のような国立感染症研究所(感染研)と地方衛生研究所間のものではなくなり、民間の検査会社や医療機関も使用あるいは参考にするものとなった。一方で、PCR検査数の増加に伴い、地衛研でもRNA抽出工程の容易なキットを使用する施設が増えた。実情に即したマニュアル追補版を作成した。

A. 研究目的

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の実験室診断法に関しては PCR 法を代表とするウイルス遺伝子検出法、抗原検査の迅速診断あるいは定量検査法、抗体検査があり、ウイルス遺伝子増幅法では未だかってないほど早く保険収載されると同時に最多ようになり、検査にの事がで重が受けられるものはでは、からと同時に、POCTを含め多くの試薬がしのぎを削っている状況である。

第一波、第二波と地方衛生研究所(地衛研)における PCR 検査数が増加するに伴い、地衛研においても RNA 抽出作業の不要な PCR 試薬キットが使われるようになった。そこで、地方衛生研究所全国協議会に加盟する 83 の地方衛生研究所にアンケート調査しよく使われているキットに関して使用上の注意事項などをまとめた追補版を作成し、検査精度の向上を図る。

B. 研究方法

- 1. アンケート調査による使用キットの状況把握令和2年度第一回精度管理部会をWeb会議にて令和2年8月27日に開催し、地衛研でもRNA抽出工程の容易なキットを使用する施設がかなりある現状を確認し、地全協加盟の地衛研に感染研法以外の遺伝子増幅検査の使用実態のアンケート調査を実施することを決定した。8月30日~9月10日にアンケート(添付)調査を実施した。
- 2. 感染研法以外の保健適用キットの使用 法のマニュアル追補版を作成
- ・令和2年11月18日 COVID-19 実験 室診断_追補版【Takara】、COVID-19 実験室診断_追補版【島津】を地方衛生 研究所全国協議会のホームページにて 公開した。

・令和2年12月9日 COVID-19 実験室 診断_追補版【LAMP】を地方衛生研究 所全国協議会のホームページにて公開 した。

C. 研究結果

- 全国の地衛研で実施している nCoV 遺 伝子検出法についてアンケート調査し た結果、SARS-CoV-2の検査を実施して いる80施設中、令和2年9月10日時 点で RNA 抽出工程の不要なキットを使 っている施設が30施設であった。その 内訳は SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR kit(タカラバイオ)使用が 24 施設、2019新型コロナウイルス検出試 薬キット(島津製作所)使用が6施設 であった。30 施設以外に 4 施設で Loopamp 新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) が使用され、BD-Max 全 自動 PCR 装置を導入した施設が1施設、 ルミパルス SARS-CoV-2 を導入した施 設が1施設であった。
- 2. 複数施設が使用している RNA 抽出工程の不要な検査法に関して COVID-19 実験室診断追補版【Takara】(添付 2)、【島津】(添付 3)を作成した。また LAMP法を併用している施設は 4 施設であったが、医療機関等で使用頻度が高いことから COVID-19 実験室診断追補版【LAMP】(添付 4)も作成し地全協のホームページに掲載した。原案作成に列本する。千葉県衛生研究所、沖縄県衛生研究所、東京都健康安全研究センター(【Takara】)、大阪健康安全基盤研究所(【島津】)、栃木県保健環境センター(【LAMP】)。

D. 考察

COVID-19 の病原体診断法に関しては、検査キャパシティーの拡充が最優先される中、RNA 抽出工程が簡易なキットが使用されることは想定されることであった。感染研のマニュアルにこだわるより、使用されている現状に即して、追補版を別途追加したことは有用であった。検査件数を増やしつつ検査の精度を保つためには、キットの方も改良がすすんでいくことから、今後も改定していく予定である。

一方で、COVID-19 に関しては血清学的診断法も、さまざまなキットが上市されてくることが想定され、その選択の基準や使用法に関しても、複数の方法やキットに関するマニュアルを複数用意する必要があるものと思われる。

検査の処理能力と精度維持は相反する命

題でもあり、今後ワクチンや治療薬でコントロールできている感染症と、COVID-19のような新興感染症でその重点の置き方を調整するべきと思われる。

E. 結論

COVID-19 のような新興感染症に関しては、検査の処理能力を拡大するために、保険適用になったキットのなかで国立感染症研究所(感染研)と地方衛生研究所の実験室診断マニュアルに近いものを選択可能とし、それぞれについて追補版を作成することが有用である。また、今後は民間検査会社との連携を図るために相互の情報交換や共通のマニュアル作りも必要と考える。

F. 健康危険情報 なし

G.研究発表 論文発表 なし

学会発表なし

- H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)
- 1. 特許取得なし
- 2. 実用新案登録なし
- 3. その他 なし

COVID-19 実験室診断_追補版【TaKaRa 編】

(地方衛生研究所全国協議会 精度管理部会編)

【SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kit(TaKaRa)】
【SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kit Ver.2(TaKaRa)】(20/11/9 販売終了)
【Takara SARS-CoV-2 ダイレクト PCR 検出キット】(体外診断薬) (20/11/9 販売開始)

編

1 検体の準備および適否

● 検査に適した検体:

鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液

ウイルス培養可能な輸送用培地や、1ml 程度のリン酸緩衝液、生理食塩水に保存されているものは、そのまま検体として使用できる。フロックスワブチューブ入り等輸送用培地やリン酸緩衝液等が入っていない容器も、検体採取後速やかに搬送された検体も使用できる。

(輸送用培地等 例)

- ・BD ユニバーサルバイラルトランスポート(日本ベクトン・ディッキンソン)
- ・ユニトランズ-RT トランスポートシステム (スギヤマゲン (米国ピューリタン))
- ・バキュエット VST チューブ (グライナー・ジャパン)
- ・フロックスワブ チューブ入 (コパン)

下気道由来検体(喀痰・気管吸引液)

「病原体検出マニュアル 2019-n CoV」別添 1「喀痰検体の前処理法 ver.1」(PBS による懸濁法) 又は、スプタザイム(極東製薬)で処理し均質化することで使用できる。

唾液

- ① スプタザイム(極東製薬)で処理をする。
- ② 少量の PBS を加えた懸濁液を遠心し、上清を検体として使用する。

(唾液採取容器 例)

- ・サリベット コットン (ザルスタット 51.1534.0003)
- ・サリキッズ(ザルスタット 51.1534.900.3)
- *『サリベット コットンは、唾液採取用のコットンとチューブのセットです。コットンを口に含ませた後にチューブにセットして輸送できます。検査室では、チューブごと遠心 (1500~3000×g、約2分)後、コットンの入ったインサートごとキャップを外し、チューブ内の唾液を回収します。サリキッズは、口腔内容積が小さい小児等用です。』

● 不適な検体:

ウイルスを不活化し保存する輸送用スワブキット (グアニジンやエタノールを含む もの) に採取された検体は、鼻咽頭拭い液等であっても不適

(不適 例)

- ・DNA / RNA Shield Swab Collection (フナコシ (ZYMO RESERCH) R1106 等)
- ・Sample Preservative Fluid (日本ジェネティクス株式会社(Bioer Technology) BSC82X1-A)

【SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kit (TaKaRa)】等はいずれも、ウイルス培養が可能な保存液であれば、検査に支障はない。しかし、本キットは核酸精製を行わないため、蛋白変性剤(グアニジン)やエタノール等を含む溶液に懸濁された検体では、PCR 反応に影響を及ぼす可能性があるため、本キットとの適合性の確認をしてから使用する必要がある。後継品である【SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kit Ver.2(TaKaRa)】及び【Takara SARS-CoV-2 ダイレクト PCR 検出キット】は、内在性コントロールが添加されており、検体由来のヒト RNase P遺伝子の RNA を同時検出することにより、検体の持ち込み量とリアルタイム RT-PCR 反応阻害の有無を併せて確認できるように改良された。

2 検体からの前処理(核酸の簡易抽出)に関する注意点

- ① 前処理液 (Solution A) は液量が少ないので、必ずチューブの底に分注する。
- ② 検体は Solution A と同じところに添加し、そのまま数回ピペッティングして溶液を混合(又はチューブのふたを閉めた後にタッピングで混合)し、スピンダウンする。
- ③ 室温で 5 分以上静置後 (Ver. 2 以降では不要)、PCR 装置で 95 $\mathbb{C}5$ 分 ($\rightarrow 4$ ~ 10 \mathbb{C}) の熱処理を行う。
- ④ 加熱処理後は速やかに、リアルタイムRT-PCR反応液に添加し反応を開始する。

3 結果判定に関する注意事項

[SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kit (TaKaRa)]

反応終了後、増幅曲線を確認し、解析パラメーターが適切であることを確認の上、陰性コントロールは不検出、陽性コントロールは Ct≦30 であることを確認する。

検体は、 $Ct \leq 40$ である場合は「陽性」、不検出の場合は「陰性(または検出限界以下)」、Ct > 40 に増幅がみられ、判定が困難な場合には再試験を行う(4.再検査の基準を参照)。 $Ct \leq 40$ の場合でも、数値だけでなく、増幅曲線や multicomponent でもデータを確認し判定を行う。

[SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kit Ver.2 (TaKaRa)]

【Takara SARS-CoV-2 ダイレクト PCR 検出キット】(体外診断薬)

反応終了後、増幅曲線を確認し、解析パラメーターが適切であることを確認の上、SARS-CoV-2(Cy5)、内在性コントロール (FAM) について、陰性コントロールは不検出、陽性コントロールは $Ct \le 30$ であることを確認する。

検体では、SARS-CoV-2(Cy5)で Ct \leq 40、内在性コントロール(FAM)で Ct \leq 40 の場合には「陽性」とする。SARS-CoV-2(Cy5)で Ct>40 または不検出、内在性コントロール(FAM)で Ct \leq 40 の場合は「陰性」とする。SARS-CoV-2(Cy5)で Ct>40 または不検出、内在性コントロール(FAM)で Ct>40 または不検出の場合や、判定が困難な場合には再試験を行う(4.再検査の基準を参照)。Ct 値が \leq 40 の場合でも、数値だけでなく、増幅曲線や multicomponent でもデータを確認し判定を行う。

4 再試験の基準について

● Single assay の場合

Ct 値>40 に増幅がみられ、判定が困難な場合には再試験を行う。必要に応じて、検 体の再採取を依頼する。

【再試験方法の例】

- ① 感染研マニュアル リアルタイム法による再試験
- ② 使用したキットでの再試験(必要に応じ duplicate で実施)
- ③ QIAmp Viral RNA Mini Kit 等で抽出を行った RNA 検体について使用したキットでの再試験

● duplicate assay の場合

1well 又は2well で Ct 値 > 40 の増幅がみられ、判定が困難な場合には再試験を行う。 必要に応じて、検体の再採取を依頼する。

【再試験方法の例】

- ① 感染研マニュアル リアルタイム法による再試験
- ② 使用したキットでの再試験
- ③ QIAmp Viral RNA Mini Kit 等で抽出を行った RNA 検体について使用したキットでの再試験

5 その他

SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kit (TaKaRa)、SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kit Ver.2 (TaKaRa)、Takara SARS-CoV-2 ダイレクト PCR 検出 キット(体外診断薬)では、検体、陰性及び陽性コントロールの Well 数は 1well (Single assay) であるが、各施設での状況に応じて、2well (duplicate assay) による検査を選択する。施行数の目安は、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 検査法の運用についてのガイドライン (第 3 版) を参照する。

COVID-19 実験室診断_追補版【SHIMADZU 編】

(地方衛生研究所全国協議会精度管理部会編)

【Ampdirect 2019-nCoV 検出キット (旧名: 2019 新型コロナウイルス検出試薬キット) (島津製作所)】

※検体に関しては適した培地・不適な培地等の検討は行っていないため、1.は Takara キット用のマニュアルをベースにして、黄色の蛍光ペンで記したところのみ加筆し、不必要な部分は削除しました。2. 以降はキットの添付文書 (2020年10月作成(第2版))を基本とし、それを補足する形で記載しました。(大安研)

本追補版 $2.\sim 4.$ の四角で囲まれている部分は Ampdirect 2019-nCoV 検出キットの添付文書 (2020 年 10 月作成 (第 2 版))の記載内容です。本追補版に記載の方法であっても、各使用者でうまくいかない件に関しましては、販売元の島津 製作所へご相談ください。(2020 年 10 月 5 日現在の URL: https://www.shimadzu.co.jp/reagents/covid-19/contact.html)』

1.検体の準備および適否

● 検査に適した検体:

鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液

ウイルス培養可能な輸送用培地や、1ml 程度のリン酸緩衝液、生理食塩水に保存されているものは、そのまま検体として使用できる。フロックスワブチューブ入り等輸送用培地やリン酸緩衝液等が入っていない容器も、検体採取後速やかに搬送された検体も使用できる。

(輸送用培地等 例)

- ・BD ユニバーサルバイラルトランスポート(日本ベクトン・ディッキンソン)
- ・ユニトランズ・RT トランスポートシステム (スギヤマゲン (米国ピューリタン))
- ・バキュエット VST チューブ (グライナー・ジャパン)
- ・フロックスワブ チューブ入 (コパン)

下気道由来検体(喀痰・気管吸引液)

「病原体検出マニュアル 2019-n CoV」別添 1「喀痰検体の前処理法 ver.1」(PBS による懸濁法) 又は、スプタザイム(極東製薬)で処理し均質化し使用できる。

唾液

ピペットで採取可能であれば、原液による検査が可能である。

【粘性が高い場合の対処法】

(プラン1) 少量の PBS を加えた懸濁液を遠心し上清を検体として使用する。 (プラン2) スプタザイム (極東製薬) で処理する

(唾液採取容器 例)

- サリベット コットン (ザルスタット 51.1534.0003)
- ・サリキッズ (ザルスタット 51.1534.900.3)

*サリベット コットンは、唾液採取用に開発されたスポンジとチューブのセットです。スポンジを口に含ませた後にチューブにセットして輸送します。検査室では、チューブごと遠心(1500~3000×g、約2分)後、コットンの入ったインサートごとキャップを外し、チューブ内の唾液を回収する。サリキッズは小児等の口腔内容積が小さい方用です。

● 不適な検体:

不適な検体の場合、リアルタイム PCR に供した際に内部コントロール (IC) が増幅しないことで事後的に判断可能である。一般的に、ウイルスを不活化し保存する輸送用スワブキット (グアニジンやエタノールを含むもの) に採取された検体は、鼻咽頭拭い液等であっても不適。

(不適 例)

- ・DNA / RNA Shield Swab Collection (フナコシ (ZYMO RESERCH) R1106 等)
- ・Sample Preservative Fluid (日本ジェネティクス株式会社(Bioer Technology) BSC82X1-A)

2.準備するもの

【用法・用量(操作方法)】

- 1. 必要な器具・器材等
 - 1) リアルタイム PCR 装置

QuantStudio® 5 Dx Real-Time PCR System(Thermo Fisher Scientific 製)など

- 2) 恒温装置 (90℃設定が可能なもの)
- 3) マイクロピペットおよびフィルター付チップ
- 4) 小型遠心機 (スピンダウン用)
- 5) ボルテックスミキサー
- 6) 氷 (クラッシュアイス) 又はそれに相当するもの
- 7) チューブ冷却用アルミブロック
- 8) リアルタイム PCR 用反応チューブ
- 9) 反応液調製用チューブ (0.5~2 mL)
- 2. 試薬の調製方法
 - 1) 処理液 (2019-nCoV Sample Treatment Reagent)、反応液 A (2019-nCoV Reagent A) 及び反 応液 B (2019-nCoV Reagent B) を室温にて解凍し、ボルテックスミキサーでよく混和後、スピンダウンして、使用時まで氷上で保管してください。
 - 2) 反応液 C (2019-nCoV Reagent C) はスピンダウンし、使用時まで氷上で保管してください。
- 3. リアルタイム PCR 装置の設定
 - 1) 使用するリアルタイム PCR 装置の手順書に従い、下記の通りに設定してください。
 - (1) 検出チャネル

N1: ROX N2: FAM IC: Cy5

(2) PCR 反応液量

 $25~\mu~L^{\mbox{\tiny \em 2}}$

 **2 検体量 5 μ L の場合。検体量 10 μ L の場合は 30 μ L。

(3) PCR サイクル

ステップ	温度	時間	サイクル数	蛍光検出
1	42℃	10 分	1	なし
2	95℃	1分	1	なし
3	95℃	5 秒	45	なし
4	60℃	30 秒※3	45	あり

※3 設定時間中に蛍光検出する QuantStudio® 5 Dx Real Time PCR System 等での例。設定時間後に蛍光検出するリアルタイム PCR 装置の場合は、30 秒から検出時間を引いて設定してください。使用するリアルタイム PCR 装置の手順書等を確認してください。

QuantStudio5 を使用する場合、3-1)-(1) にて Target (N1、N2、IC) に対して Reporter (ROX、FAM、Cy5) および Quencher (3 つとも None) を設定する。もし ABI7500 を使用する場合、Passive Reference が None (通常は ROX) となっていることを確認する。テンプレートファイルをあらかじめ準備しておくと検査時に逐一設定する手間が省ける。

3.キット使用の手順

- 4. 操作方法
 - 1) 前処理
 - (1) 検体をボルテックスミキサーで 5 秒間よく撹拌します。
 - (2) PCR 反応チューブに、処理液(2019-nCoV Sample Treatment Reagent)5 μL 及び検体 5 μL ※5 を添加し、キャップをしてください。
 - (3) ボルテックスミキサーで5 秒間よく混合した後、スピンダウンします。
 - (4) 90 ℃の恒温装置で、5 分間の加熱処理を行います。
 - (5) スピンダウンした後、氷冷します。
 - 2) 反応試薬調製(操作は全て氷上(クラッシュアイスなどで冷却したアルミブロック上)で実施してください。)
 - (1) 反応液調製用チューブで RT-PCR 反応液を調製します。試薬必要量を以下に示します。

構成品	必要量(1テスト分)
反応液 A(2019-nCoV Reagent A)	$6.5~\mu\mathrm{L}$
反応液 B(2019-nCoV Reagent B)	$6.5~\mu\mathrm{L}$
反応液 C(2019-nCoV Reagent C)	$2~\mu\mathrm{L}$
総量	$15~\mu\mathrm{L}$

- (2) 各試薬を混ぜた後は、ボルテックスミキサーで 5 秒間よく混合してください。
- (3) 前処理した検体の入った PCR 反応チューブに、(1)で調製した RT-PCR 反応液 15 μ L を添加し、キャップをしてください。
- (4) ボルテックスミキサーで 5 秒間よく混合して、スピンダウンの後、直ちに RT-PCR 反応に移ります。
- 3)RT-PCR 反応
- (1) PCR 反応チューブをリアルタイム PCR 装置にセットします。
- (2) リアルタイム PCR 装置の添付文書及び取扱説明書に従い、その他、必要な設定を行い、測定を開始します。

使用例 1: 1)-(2) では、事前に PCR8 連チューブに Sample Treatment Reagent 6 μ L (1 μ L 余分) を分注して-20 $^{\circ}$ Cにて冷凍保存し、必要なウェル数を切り取って融解して使用している。 等量の検体 6 μ L と混合して(合計 12 μ L)加熱処理後、10 μ L を 8 連ピペットでとり、2)-(1)~(3)にてリアルタイム PCR 用 96 ウェルプレートへあらかじめ分注しておいた RT-PCR 反応 液 15 μ L へ添加する(合計 25 μ L)。加熱処理後に白濁沈殿を生じることがあるが、検査に影響はない。加熱処理後の 8 連チューブの cap を開ける際には、コンタミ防止のため 6way チューブオープナー(GUNSTER 社)を 1 つの 8 連チューブに対して 1 つ使用し、使用後のオープナーは水道水で十分に洗って乾燥させたものを再利用している。

使用例 2: 追記可能です。

使用例3: 追記可能です。

4.結果判定に関する注意事項と再試験の基準

【測定結果の判定法】

下記に従い判定してください。

- 1. 各プローブの判定
 - N1 及びN2:反応時間内に増幅曲線の立ち上がりが見られた場合は(+)、反応時間内に増幅曲線の立ち上がりが見られない場合は(-)
 - IC:40 サイクル以内に増幅曲線の立ち上がりが見られた場合は(+)、40 サイクル以内に増幅曲線の立ち上がりが見られない場合は(-)
- 2. 検査結果の判定

各プローブの判定結果をもとに、以下の判定方法に従い、判定する。

N1	N2	IC	判定
+	+	+	陽性
+	+	_	陽性
+	_	+	陽性
	+	+	陽性
_	_	+	陰性
	上記以外		無効

無効の場合は検査をやり直してください。

〈判定上の注意〉

- 1)必ず増幅曲線の形状を確認してください。増幅曲線のベースラインの乱れを増幅曲線の立ち上がりと誤判定しないように注意してください。
- 2) 検体中のウイルスの量が最小検出感度未満の場合や、プライマー又はプローブ設定部位に変異がある場合には、本品で陰性を示すことがあり、本品の判定結果が陰性であっても症状が持続する場合は、必要に応じて、再検査などを実施する必要があります。

QuantStudio5 を使用する場合、ソフトの自動解析で結果を判定できることは稀であり、指数 関数的増幅期の位置ではない低すぎる Threshold、あるいはバックグラウンドをとるには不十分 な短すぎる Baseline (例 Start: 3、End: 5) が自動で設定された結果、不適切な Ct 値が生じる ことが多々ある。そのため、増幅の有無を判断する際には Amplification Plot にて Threshold と Baseline を、Multicomponent Plot にて蛍光強度の変化を該当ウェルごとに必ず確認する。 Threshold および Baseline はマニュアルによる変更を要するが故に解析者が意図的に陽性/陰性を操作できてしまうため、判定に迷う場合は再試験を行う。Baseline の変更は、[Settings]からウェルごとの修正となるため、ソフトの使い方に十分に習熟しておく必要がある。

N1、N2 及び IC 全てに増幅が見られない「無効」の場合(検体中あるいは輸送培地中の反応阻害物のため当該キットでは検査不能)は、該当する検体について下記の別法による再試験を実施する。陽性と判定される場合であっても、Multicomponent Plot から増幅が微弱で陽性/陰性判定に不安を生じた場合は、迷わず再試験を実施することを勧める。

【再試験方法】

(プラン1) 感染研マニュアルによるリアルタイム法

(プラン2) 追記可能です。

(プラン3) 追記可能です。

COVID-19 実験室診断 追補版【LAMP】

SARS コロナウイルス核酸キット

Loopamp 新型コロナウイルス 2019 (SARS-CoV-2) 検出試薬キット(栄研化学株式会社)

- 1、検体について(COVID-19 実験室診断追補版【Takara】参照)
- ●検査可能な検体
- ・「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」記載の生体試料: 鼻咽頭拭い液、下気道由来検体(喀痰・気管吸引液)、唾液、鼻腔拭い液、咽頭 拭い液。

<u>ただし、「Loopamp 新型コロナウイルス 2019(SARS-CoV-2)検出試薬キット」の添付文書</u> (10 月改訂第 4 版) では太字の検体に限定されている。

●検査に適した検体および処理方法

①鼻咽頭拭い液

- ・ウイルス培養可能な輸送用培地や、1ml 程度のリン酸緩衝液、生理食塩水に保存されているものは、そのまま検体として使用できる。
- ・フロックスワブチューブ入り等輸送用培地やリン酸緩衝液等が入っていない容器も、検体 採取後速やかに搬送された検体も使用できる。

(輸送用培地等 例)

- ・BD ユニバーサルバイラルトランスポート(日本ベクトン・ディッキンソン)
- ・ユニトランズ-RT トランスポートシステム (スギヤマゲン (米国ピューリタン))
- ・バキュエット VST チューブ (グライナー・ジャパン)
- ・フロックスワブ チューブ入 (コパン)

②下気道由来検体(喀痰・気管吸引液)

・「病原体検出マニュアル 2019-n CoV」別添 1「喀痰検体の前処理法 ver. 1」(PBS による懸 濁法)又は、スプタザイム(極東製薬)で処理し均質化し使用できる。

③唾液

・ピペットで採取可能であれば、原液による検査が可能である。

【粘性が高い場合の対処法】

(プラン1) 1から2倍量のPBSを加えた懸濁液を遠心し上清を検体として使用する。

(プラン2) スプタザイム(極東製薬)で処理する。ただし、簡易抽出の場合はスプタザイムが反応系に混入し反応に影響する可能性があるので、抽出・精製を行う。

(唾液採取容器 例)

- サリベット コットン (ザルスタット 51.1534.0003)
- サリキッズ (ザルスタット 51.1534.900.3)
- ·喀痰処理器(栄研化学 DA2000)
- *サリベット コットンは、唾液採取用に開発されたスポンジとチューブのセット。スポンジを口に含ませた後にチューブにセットして輸送します。検査室では、チューブごと遠心 (1500~3000×g、約2分)後、コットンの入ったインサートごとキャップを外し、チューブ内の唾液を回収する。サリキッズは小児等の口腔内容積が小さい方用。

●検査に不適な検体

ウイルスを不活化し保存する輸送用スワブキットに採取された検体 (グアニジンやエタノールを含むもの)

(不適 例)

- ・DNA / RNA Shield Swab Collection (フナコシ (ZYMO RESERCH) R1106 等)
- Sample Preservative Fluid (日本ジェネティクス株式会社 (Bioer Technology) BSC82X1-A)
- ZYMO RNA Shield(ZYMO RESERCH)
- 2、試薬の準備、RNA 抽出~測定開始までに関する注意点 (p004~ p 011)
- ①LAMP 装置の使用 20 分前に起動し、昇温しておく(Loopamp 装置手順書参照)。
- ②試薬はアルミパックごと 5 分間常温に放置し、室温に戻す。試薬調製から測定開始まで氷上操作を徹底する。
- ③十分に温度が下がっていないアイスブロックの使用、もしくは室温での操作が長い場合、 検体中の夾雑物によりプライマーダイマーが産生し、偽陽性となる可能性がある。
- ④反応チューブの温度には十分注意した上で2分間冷却する。
 - (註) 冷却法については各施設で工夫すること。
 - 例を挙げると、p008 のように反応チューブをアイスブロックに倒立させ、溶液を蓋に移し2分間冷却静置する。(5分以上の放置はしない);この際、アルミブロックの穴が開いている面ではなく、平面になっている側に静置すると接地面が均一になる。
- ⑤サンプル溶液内に気泡・異物、反応チューブに傷・結露がないことを確認する。濁度測定 の誤判定の原因となるため、必ず取り除いてから装置にセットする。
- ⑥Loopamp インフルエンザウイルス用抽出試薬(栄研化学)が使用できる(薬事承認は得ていないので注意)。ただし、綿棒を直接入れずに液状の検体(輸送液)のみを入れると、遺伝子量は QIAGEN 抽出の 96 分の 1 量になる。また、喀痰検体は適していないため、QIAamp Viral RNA Mini Kit QIAGEN(QIAGEN)を使用する。
- ⑦Loopamp インフルエンザウイルス用抽出試薬(栄研化学)と Loopamp 新型コロナウイルス

2019 (SARS-CoV-2) 検出試薬キット (栄研化学) を組み合わせて測定した際に、偽陽性となる事例が報告されている。その際は、QIAamp Viral RNA Mini KitQIAGEN (QIAGEN) を用い、再度 RNA 抽出を行う。

- 3、結果判定に関する注意事項 (p006,007,011)
- ①30 分以降に濁度曲線が立ち上がる場合、再試験が望ましい。
- ②コントロールの判定が異常な場合は、試薬調製から再試験を行う。

4、再試験について (p011)

①検体を再度採取し、核酸抽出から再検査を行う。

Loopamp インフルエンザウイルス用抽出試薬(栄研化学)

- QIAamp Viral RNA Mini KitQIAGEN(QIAGEN)
- ②検体の再度採取が難しい場合は、残りの抽出 RNA を用いる。または、Loopamp インフルエンザウイルス用抽出試薬を使用していた場合、前処理後の残りサンプルを QIAGEN 社製 QIAamp Viral RNA Mini Kit で再度精製し、再検査を行う。

5、その他 (p010)

- ・検出試薬キットに付属の添付文書を読んでから使用すること。
- ・偽陽性を疑う事例、または再検査で迷う事例があった際には、栄研化学株式会社マーケティング四部一課(tel:03-5846-3287)に問い合わせる。

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 「地方衛生研究所における感染症等による健康危機の対応体制強化に向けた研究」

分担研究報告書

新型コロナウイルスPCR技術研修とその際のマイクロピペット容量テスター及びリークテスタの利用経験

研究分担者 髙崎 智彦 神奈川県衛生研究所

研究協力者 鈴木理恵子 神奈川県衛生研究所 微生物部 日紫喜隆行 神奈川県衛生研究所 微生物部 佐野 貴子 神奈川県衛生研究所 微生物部 古川 一郎 神奈川県衛生研究所 微生物部

近藤真規子 神奈川県衛生研究所 微生物部 櫻木 淳一 神奈川県衛生研究所 微生物部

研究要旨

「感染症発生動向事業の活用によるPCR検査の体制強化のための研修の実施について(令和2年5月25日 厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡)」に基づき、新型コロナウイルス感染症の核酸増幅検査(PCR等)の研修を実施した。研修は、PCR検査及びピペットの取り扱い、マイクロピペットの精度管理法等、PCR増幅検査の基本となる研修を実施したので報告する。

A. 研究目的

令和2年1月、日本国内で初の新型コロナウイルス感染症が確認され、それ以降、本感染症に対する PCR 検査の需要は急激に高まった。PCR 検査の体制整備は、「感染症発生動向事業の活用による PCR 検査の体制強化のための研修の実施について(事務連絡)」により、検体の採取業務や採取した検体の PCR 検査業務について、実地研修することが示された。

神奈川県衛生研究所では、「新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした PCR 検査において採取した検体の検査手技の研修」の実地研修(実技指導)を行なった。研修内容は、講義及び RNA 抽出、リアルタイム PCR 検査等の実技とし、PCR 検査の体制強化のための研修を実施した。PCR 反応の待ち時間を利用して、マイクロピペットリークテスタおよび容量テスターによるマイクロピペット管理法の研修を実施し、その効果を検討した。

B. 研究方法

「新型コロナウイルス感染症における臨床検査技師等研修 リアルタイム PCR 法コース」を令和 2 年 8 月 20 日、25 日、27 日の 3 回(定員 5 名)、9 月 29 日、30 日の 2 回(定員 4 名)を実施した。

研修内容は、講義(ウイルスの基礎知識、 PCRの基礎知識、新型コロナウイルス検査の基礎知識)、実地研修(模擬検体を用いての RNA 抽出、リルタイム PCR 試薬調整、 測定、判定)、質疑応答とした。リアルタイム PCR は、国立感染症研究所の SARS-CoV-2 マニュアルに準じ N2 遺伝子の検出を行った。

また、9月の研修では、PCR 検査で使用するマイクロピペットについ使用方法及びその精度管理について研修内容を追加し、リークテスタ AD1690 (エー・アンド・デイ社)によるマイクロピペットのリークテスト、容量テスターAD-4212-PT (エー・アンド・デイ社)によるピペッティング手技の確認を行った。

研修参加者全員に講義、実習についてアンケート調査を行った。

C. 研究結果

1. 講義

PCR の基礎、リアルタイム PCR との違いを中心に PCR 検査の基本となる講義、SARS-CoV-2 検査法については、核酸検出法、抗原検出法、抗体検出法の違いについて、PCR 検査において遭遇しやすい問題などについて講義を行った。研修参加者からの 5 段階評価のアンケートでは、分かり易さ4.7、聞き取り易さ4.4、内容の難しさ3.1、有益であったか4.8 の評価を得た。

2. 実地研修

研修は、各々に模擬検体を用いて RNA 抽出、リアルタイム PCR の試薬調整、測定、 判定し、実際に検査室内で行うの作業に近い研修を行った。アンケートでは、分かり 易さ 4.8、聞き取り易さ 4.8、内容の難しさ

3.4、有益であったか 4.8 の評価を得た。 3. マイクロピペットの精度管理

正しい使用法の説明や日常的に行われないリークテストや、日常的に行うピペッティング手技が安定しているかを、測定機器を用いて確認を行った。この項目についてのアンケートは実施しなかったが、マイクロピペットの精度管理について全く無知であったので勉強になった、自分の手技を確認することができて良かった等の意見が上がった。

4.その他

研修参加者からは、実際に検査する立場からの質問や感想が寄せられ、以下に、質問と感想を記載する。

- ・安全キャビネットの必要性について
- ・PCR の作業環境のエリア分けについて
- ・リルタイム PCR のスタンダードは何点置 くか。またその濃度はどう考えるのか
- 毎回スタンダードを置くべきか
- 2well 中 1well のみ陽性となった場合の結 果の解釈
- ・安全キャビネットの必要性について
- ・キャップオープナーの使い方とその必要 性が理解できた
- ・実際に手を動かしての実習は、非常にためになった
- ・基礎的なところから研修できてよかった。

D. 考察

PCR 検査の体制強化のための研修の実施についての事務連絡は、令和2年5月25日に発出されたが、具体的に自治体の衛生研究所での実施研修が決定したのは、8月初旬であり、研修初日までの準備期間は非常に短期間であった。通常の新型コロナウイルスの検査業務を行いながら準備となり、初回は混乱もあったが、講師となった職員は、研修は回を重ねるごとに微調整をおは、研修は回を重ねるごとに微調整をおい、PCR初心者であっても、研修後は医療機関で、信頼性の高いPCR検査を実施してもらえるよう対応に努めた。

また、実際作業している当所職員と、身近にディスカッションできたことが非常に有意義であったとの感想を多くいただくことができた。

新型コロナウイルスの発生は、地方衛生研究所における感染症等による健康危機の対応体制を様々な面で強化しただけでなく、地方衛生研究所は今回の研修を通し、地域医療における検査体制強化の一助となることも明らかとなった。

E. 結論

COVID-19 流行下において、接触機会を減らすために、様々な研修が中止となったが、COVID-19 に関する検査の実地研修は

重要であり、感染対策を実施のうえ開催された。その際に、PCRの反応待ち時間を利用してマイクロピペットの管理な関する研修を実施することで、待ち時間の有効活用が図れること、マイクロピペットの使用スキルの向上も図れることが確認された。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

論文発表

なし

学会発表

なし

- H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)
- 1. 特許取得なし
- 2. 実用新案 登録なし
- 3. その他 なし

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 「地方衛生研究所における感染症等による健康危機の対応体制強化に向けた研究」

分担研究報告書

研修会用動画制作ーマイクロピペットの管理ー マイクロピペット容量テスターとリークテスタの使用法

研究代表者 髙崎智彦 神奈川県衛生研究所

研究協力者 木村睦未 神奈川県衛生研究所 企画情報部 佐野貴子 神奈川県衛生研究所 微生物部

研究要旨 地方衛生研究所の職員を対象にした研修会、特に実地研修会において、「反応」待ち時間等を有効活用するために、マイクロピペットリークテスタと容量テスターを用いてマイクロピペットの精度管理を習得することは、検査の質を担保するために適切な精度管理が求められている地方衛生研究所などの検査研究機関においては必須である。そこで、マイクロピペットリークテスタと容量テスターを地方衛生研究所全国協議会6ブロックおよび感染研に配備し、その使用法に関する動画を制作した。

A. 研究目的

地方衛生研究所の検査業務は、微生物分 野、理化学分野ともに健康危機管理上の重 要な職務である。新型コロナウイルスの遺 伝子検出検査は、民間検査を含めて件数至 上状態であるが、新型コロナウイルスに関 してはウイルスの実験室検査には遺伝子増 幅検査、抗原検査、抗体検査があり、PCR をはじめとした遺伝子検出法やウイルス抗 原検査法はいまだかつてないスピードで保 険収載されると同時に、数十種類を超える 多くの検査試薬が市場に登場し、検査は臨 床用から手軽に低価格で受けられるものま で出てきている状況で多くの試薬がしのぎ を削り市販されいる。いずれ精度管理の必 要性が指摘される時期が来ることは明らか である。PCR 法、ELISA 法の実施に際し て必須となるのがマイクロピペットであり、 その日常管理の向上を目指す。

B. 研究方法

1. 使用動画の撮影

場所:神奈川県衛生研究所研究棟 使用機器

- リークテスタ AD1690 (エー・アンド・ デイ社)
- 容量テスターAD-4212-PT (エー・アンド・デイ社)

撮影機材:デジタル HD ビデオカメラレコ ーダーHDR-CX470 (SONY) 2. 動画編集およびシナリオの作製

説明用パワーポイント(添付資料1)および仮編集済みの動画に基づいてシナリオ (添付資料2)を作成した。動画の編集およびテロップ挿入、ナレーションの収録は (株)ニュートラルワークスに委託した。

C. 研究結果

- 1. マイクロピペットリークテスタと容量 テスターの紹介と使用法に関する動画の 制作
 - ①ピペットリークテスタの組み立て方
 - ②ピペットリークテスタの測定と判定について
 - ③ピペット容量テスターの部品と組み立 て方。
 - ④ピペット容量テスターによる測定時の 注意
 - ⑤ピペット容量テスターによる測定と解析

動画は9分20分の、研修会で流すのに適切な時間であった。

- 2. マイクロピペットリークテスタと容量 テスターの地方衛生研究所 6 ブロックおよび感染症研究所への配備。
 - ①北海道・東北・新潟地区:山形県衛生 研究所
 - ②関東・甲・信・静地区:神奈川県衛生研 究所、国立感染症研究所
 - ③東海·北陸地区:愛知県衛生研究所
 - ④近畿地区:大阪健康安全基盤研究所

- ⑤中国・四国地区:山口県環境保健セン ター
- ⑥九州地区:福岡県保健環境研究所

3. 動画のアップロード

完成した動画は、使用前に参照でき、テスタが研修会にない状態でも、このような機器があることを紹介する目的でも使用できるように、地方衛生研究所全国協議会のホームページにアップロードした。

https://www.chieiken.gr.jp/koseirodo/

mp.mp4

D. 考察

マイクロピペットの管理は、検査を実施する際には必須である。地方衛生研究的頻らな公的な検査機関においては、よれの回な定期的な検査が実施され、管理されるのである。マイクロピペットの価格は、近年では備品として扱われる価格ではなくなり、ともすれば買い替えればよい、あるいは外注で検査すれば買いないが強力に流れる傾向にあるが、適切な知い方向に流れる傾回数の減少が適切な知来する。

製作したマイクロピペットリークテスタと容量テスターの紹介動画は、使用前の取り扱い法の確認として使えるとともに、実地研修の反応時間待ちに上映するなど活用できる。

E. 結論

マイクロピペットは、PCRのような遺伝子増幅検査には必須である。本動画を見てマイクロピペットの管理が自施設で実施できることを認識して、マイクロピペットリークテスタと容量テスターの普及が促進されると考えられる。

- F. 健康危険情報 なし
- G. 研究発表 論文発表 なし

学会発表なし

- H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)
- 1. 特許取得なし
- 2. 実用新案登録

なし

3. その他 なし





ω

ピペット容量テスタ



田 Ш

ピペット容量テスタ

早里

野

4

足コマで調節 水平器







・塵埃、振動のある環境は不適☞振動は部屋の中央より壁際のほうが小さい。 •20°C±2°C、湿度45~60%の安定した環境が理想的

測定前の注意

• 直射日光の当たらない場所に設置すること。 •磁気を帯びた機器の近くに天秤を置かないこと。

使用前には30分以上通電しておく。 足コマを回して水平を確保する。 ・エアコン等の近くに天秤を設置しない。

計量部と表示部を接続する

000

9

7

 ∞



10



接続アダプ

。ターを接続したところ

• 接続アダプター

•アタッチメント (大) :5cc~10cc用

•アタッチメント (中) : 1000μ L用

•アタッチメント (小) : 20μ L \sim 200μ L用

•アタッチメント(樹小):10μL以下

変換チューブ(極小):各アタッチメントに適合しない 10μL以下のマイクロピペット用

13

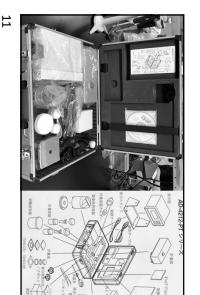




14

使用法をビデオ化する方針!

・研修で使うのであれば、複数台購入し配備するのが望ましい。首都圏から九州だと翌日には着かないことが多い。 ・こういうたぐいの機器は、『もったいない!他の物を買おう!』が先に立って案外購入配備しないことが多い。



リークテスター

AD-1690 X

12



17

16

ピペット検定動画「マイクロピペットの管理 マイクロピペット用リークテスタ、容量テスターの紹介」台本

画面	ナレーション
四回 マイクロピペットの管理 マイクロピペット用リークテスタ、容量テスターの紹介 アークテスタ 圧漏れを検査 正確な容量が排出されて いるかを検査 アリークテスタ 正確な容量が排出されて いるかを検査 アリークテスタ アルファン・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・	「マイクロピペットの管理 マイクロピペット 用リークテスタ、容量テスターの紹介」 マイクロピペットを定期的に自主点検し、管理を 行うことは、検査の質を担保する上で極めて重要 です。 この動画では、マイクロピペット用リークテスタ と、容量テスターの使い方についてご説明します。 左がリークテスタ、右が容量テスターです。 リークテスタはマイクロピペットの圧漏れを検 査、容量テスターは正確な容量が排出されている かを検査する装置となっています。 まずは、リークテスタについてご説明します。 ここでは、株式会社エー・アンド・ディーの AD- 1690を使って説明します。
リークテスタ (AD-1690) 動画_リークテスタ①、 静止画像を使用	リークテスタは、マイクロピペット内部にマイナス 20 キロパスカルの負荷をかけ、減圧状態での圧力変化から、漏れの有無を簡単に判定することが出来ます。
動画 リークテスタ② 3 秒目静止画	では早速、リークテスタを組み立ててみましょう。 まず、本体に電源アダプタと接続アダプタを接続 します。接続アダプタを取り付ける前に、



本体側面にある接続口の左右どちらかのエアー プラグを取り外します。

動画_リークテスタ②_3 秒目~7 秒目



エアープラグは、接続口部の根元の開放リングを押した状態で、軽く押し込んでから引き抜きます。

ppt ③



_____ 動画_リークテスタ②_7 秒目~1 4 秒 接続アダプタのチューブをしっかり押し込みます。

アタッチメント

大:5mL \sim 10mL用 中:1000 μ L用 小:20 μ L \sim 200 μ L用 極小:10 μ L以下



続いてアタッチメントの取り付けです。

ppt④ (スライド右半分は後半部分の ナレーション時に出現、動画_リーク テスタ③の 5 秒目~10 秒目、できれ ば開放ボタンが強調されるように) マイクロピペットの容量に応じて 4 種類のアタッチメントが付属されており、ここでは 1,000 マイクロリットルのマイクロピペット用のアタッチメントを使用します。



アタッチメントを変更する時は、接続アダプタ コネクタ部の水色の開放ボタンを押して取り外 します。

以上で組み立ては終わりです。

0000



動画_リークテスタ④_1 秒目~3 秒 目

測定方法を説明します。 電源を入れ、



動画_リークテスタ④_23秒目~最 後まで

検査するマイクロピペットをアタッチメント先端のチップ部に確実に接続します。

スタートキーを押すと、ポンプが動作しマイナス 20 キロパスカルまで減圧します。

リークによる圧力変化量が設定値以内であれば、 リーク無しとして「パス」と表示され、異常があ るときには「フェイル」と表示されます。

測定が終了したら、チップからマイクロピペットを外してください。

以上でリークテスタによる検査は終了です。



容量テスター①、5 秒目の静止画のみ 使用

次に、容量テスターについてご説明します。 ここでは、株式会社エー・アンド・ディーの AD-4212A-PT を使って説明します。

容量テスターでは、マイクロピペットから排出された純水の質量値を電子天びんで測り、パソコン上で質量から容量に換算して、あらかじめ入力したスペックと測定結果を比較することで、ピペットが適合かあるいは不適合かの判定が行えます。

測定前に、付属のソフトウェアー「WinCT-Pipette (ウィンシーティー・ピペット)」をパソコンにインストールしておきます。パソコンは付属していませんが、WindowsXP SP2 からWindows 10 まで対応していますので、古いパソコンでも大丈夫です。



ppt5



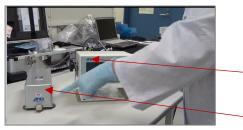
動画_容量テスター②、最初の1秒目 ~2秒目

容量テスターの組み立て方を説明します。



動画_容量テスター③、1分05秒~1 分07秒

表示スタンドに取り付けた表示部と、計量部を、 接続ケーブルで接続します。



動画_容量テスター③、3分01秒~3 分05秒

(動画の中のどこかで、「計量部」と 「表示部」が分かるようにテロップを 入れてください) 表示部

計量部



「引き抜くときは、~」の説明の ときにズーム 接続時の注意点1です。

計量部側のコネクターは、ピンが細いので注意してください。

コード側の白矢印と計量部側の白三角を合わせ てはめ込みます。

引き抜くときは、コネクターの矢印表記部をスライドさせてロックを解除してから、引き抜いてください。

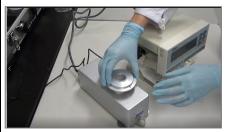
4



動画_容量テスター③、3分10秒~3 分20秒

接続時の注意点2です。

計量部は安定した場所に設置し、水平器の赤い円の中に気泡が入るように足のコマを調整して、水平を合わせてください。



動画_容量テスター③、5分51秒~6 分03秒

組み立てに戻ります。

計量部に、湿度保持容器のベースをセットし、容 器ホルダをセットします。



動画_容量テスター③、6 分 10 秒~6 分 15 秒

続いて計量容器をセットします。



マイクロピペットで試験液を排出するとき、チップ先端に水滴が残ることが容量テストの大きな 誤差要因となることから、

ppt7



容器ホルダの中に給水材を入れておきます。

給水材は白色で吸水性の高い材質です。チップ先端を給水材につけ試験液を排出することで、先端に残る水滴を給水材が吸い取り、試験液を全て容器内に排出できます。

給水材は洗浄して乾かせば何度も使えます。予備 のものも付属しています。



容器ホルダは、5mL と 30mL の 2 つサイズがあります。



動画_容量テスター③、6 分 54 秒~7 分 03 秒

湿度保持容器(下)の足を、ベースの穴位置に合わせて、計量部にセットします。その上に湿度保持容器(上)を、凹凸を合わせてセットします。 湿度保持容器上面のキャップ A は外します。

キャップAは外す

(テロップ入れてください)



動画 容量テスター(4)、16 秒~22 秒

続いてパソコンと表示部を接続します。



ppt® (動画_容量テスター⑤のアイコンをクリックすると容量テスター⑥の PC の画面が開くような描写に)

WinCT-Pipette を立ち上げて、準備完了です。



ppt⑨(初稿に追加)

(ナレーションと同時に文字が出て くるように) ここからは測定方法を説明します。

測定前の注意点です。

測定誤差が生じる要因として、「蒸発の影響」「WinCT-Pipette の環境設定項目に水温と気圧が正しく入力されていない」「振動の影響」「空気の流れ」などが考えられます。

測定前の注意点

- •20°C±2°C、湿度45~60%の安定した環境が理想的•塵埃、振動のある環境は不適
 - ☞振動は部屋の中央より壁際のほうが小さい
- •エアコン等の近くに天びんを設置しない
- •直射日光の当たらない場所に設置すること
- •磁気を帯びた機器の近くに天びんを置かないこと
- •足コマを回して水平を確保する
- •使用前には1時間以上通電しておく

ppt⑩ (ナレーションと同時に文字が 出てくるように) 測定誤差を生じさせないためには、

- ・20°Cプラスマイナス 2 °C、湿度 $45\sim60$ %の安定した環境が理想的です。
- ・じんあい、振動のある環境は不適です。振動は 部屋の中央より壁際のほうが小さいと言われて います。
- ・エアコン等の近くに天びんを設置しないでください。
- ・直射日光の当たらない場所に設置してくださ い。
- ・磁気を帯びた機器の近くに天びんを置かない でください。
- ・足コマを回して水平を確保してください。
- ・使用前には1時間以上通電しておいてください。

以上をふまえ、測定していきます。



動画_容量テスター⑦、28 秒目~1 分 00 秒を使用

あらかじめ用意しておいた純水を、設定したピペット容量で計量します。 通常、10回計量します。



pp⑪、ナレーションとともに枠と文字 が出るようにしてください こちらが測定時の WinCT-Pipette の画面です。 測定前に、「測定環境」に湿度、水温、気圧を、 「スペック」にピペットの測定容量と判定基準 を、「対象ピペット」にメーカー、機種、製造番 号を入力しておきます。

測定したデータは電子天びんから取り込まれて 「測定値」に質量値と容量値が表示され、「測定 結果」に適合かあるいは不適合か表示されます。

WinCT-Pipette では、記録データの保存やプリントアウトもできます。

以上で容量テスターによる検査は終了です。

まとめ

ここまで流れた動画を細切れに流す

この動画ではリークテスタと容量テスターについて、大まかな検査の流れを紹介しました。ご使用にあたっての注意事項や保守等についての詳細は取扱説明書をご確認ください。

地方衛生研究所などの検査研究機関にはでは、検査の質を担保するために適切な精度管理が求められています。この動画では日常的に比較的簡単に出来る精度管理として、マイクロピペットのリークテスタと容量テスターについて紹介しました。



ppt⑫ (イメージ。人は本物でも OK、 文字デザインなども変わって OK) 検査結果のばらつきを減らし、信頼性のある結果 を出すため、今後も精度管理に努めてまいりましょう。



ppt[®] (イメージ、テキストが目立つよ うに入っていればデザイン変更 OK) (ナレーションなし)

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 「地方衛生研究所における感染症等による健康危機の対応体制強化に向けた研究」

分担研究報告書

地方衛生研究所職員を対象とした初心者向け細菌検査関連の動画の作成

研究分担者 貞升 健志 東京都健康安全研究センター 微生物部

研究協力者 村上 光一 国立感染症研究所 健康危機管理研究センター 平井晋一郎 国立感染症研究所 健康危機管理研究センター

土井 朋美 同上 山田 珠美 同上

小西 典子 東京都健康安全研究センター食品微生物研究科

 河村 真保
 同上

 下島優香子
 同上

 鈴木 淳
 同上

研究要旨 地方衛生研究所の職員を対象とした初心者向けの細菌検査手技に関する動画を制作した(国立感染症研究所の全面協力)。動画内容は、滅菌処理や培地の作り方から釣菌や画線操作等であり、5~15分程度とした。本動画は実際に地衛研の職員を対象とした研修会(Web演習)でも活用され、コロナ渦での研修としても有用性が示唆される。

A. 研究目的

地方衛生研究所(地衛研)の微生物分野における検査業務は、各都道府県等における食中毒検査等を含め、健康危機管理上の重要な職務である。

地衛研における人材育成は、基本的にそ れぞれの地衛研で個別に行われているが、 その内容は多岐にわたり、また専門性も高 い。地衛研の専門性を担保するための一助 として、毎年、国立感染症研究所で微生物 分野の実地研修が実施されている。しかし ながら、研修には参加地衛研の数の制限を 設けざるを得ず、全ての地衛研が毎回参加 できる訳ではない。さらに、数年ごとに異 動がある地衛研も少なくなく、国立感染症 研究所から供与された技術を十分に自前で OJT 研修できないとの声もある。加えて、 今般の新型コロナウイルス渦においては (特に緊急事態宣言下では)、人の移動を伴 った専門知識に関連した実地研修は実施し にくい状況となっている。

今回、国立感染症研究所の細菌検査の技 術的手法を地衛研で広く共有することを目 的に、初心者向けの細菌検査関連の動画を 制作した。

B. 研究方法

1.細菌検査に係る入門動画の作成

国立感染症研究所健康危機管理センターで実施している細菌学的手法等を撮影・編集し、5~15 分程度の動画を制作する。

2. 東京都微生物検出情報の音声版の制作

東京都健康安全研究センターで発行している東京都微生物検出情報の中で、ホームページ情報を音声データでの提供を目的とし、音声付き付きパワーポイントでのコンテンツの制作を行う。

C. 研究結果

- 1. 細菌検査に係る動画の作成 細菌検査の操作法にいて、以下に示す動 画を作成した(図1)。
 - ① 滅菌処理
 - ② 検体の取り違いの防ぎ方
 - ③ 培地の作り方
 - ④ 画線操作
 - ⑤ 釣菌
 - ⑥ 顕微鏡

これらの動画のうち、⑤の画線操作については、試験的に地衛研のホームページ上にアップロードし、携帯等でも動画を見ることが可能なことを確認した(https://www.chieiken.gr.jp/shibu/gazousousa.mp4)。

2. 東京都微生物検出情報の音声版の作成 毎月、東京都健康安全研究センターのホームページ上の東京都微生物検出情報の中で、「食品からのメチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)分離状況」の音声データ付きパワーポイントを制作した(図 2)。

D. 考察

今回、国立感染症研究所健康危機管理研究センターの全面協力により、初心者向けの細菌検査手技に関する複数の動画を制作した。実際に行う実地研修にはやや劣るかもしれないが、書類等の資料のみに比べると、受講者の理解度は各段に増すものと思われ、コロナ渦における研修としての有用性が示唆された。また、本コンテンツの一部は、3月16日(火)に実施された、地衛研を対象とした基礎講習(Web演習)でも使用され、好評を得た。

一方で、課題も浮き上がった。作成した動画の1本あたりの容量は数百 Mb あるため、制作した全ての動画を地衛研のホームページ上にアップロードするには容量的に困難が伴う懸念がある。

今後動画の継続的な配給については、他のサイトを含めた検討が必要と思われる。 また、研修動画を最後まで見た後に、問題 に答える等を付記することで、理解度がさ らに上がるものと思われた。

E. 結論

国立感染症研究所の全面協力により、地 衛研職員を対象とした初心者向けの細菌検 査の手技に関する動画を制作した。本動画 は実際に地衛研の職員を対象とした研修会 (Web 演習)でも活用された。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 論文発表 なし

学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。) なし

寒天平板培地への画線



訂立感染症研究所 感染症危機管理研究センター

検体の取り違いを防ごう



【製作】国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター

廃棄物の オートクレーブ処] 製作] 国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター

釣繭

Bacterial colony picking

国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター

図1. 細菌検査関連の制作動画

2020年 (令和2年)

話題 (PDFをご覧ください)	0KB) 2019年の全国及び東京都における食中毒発生状況	0KB) pyogenesの薬剤感受性状況 (2019年)	OKB) 食品からのメチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 分離状況	OKB).	OKB),	~今号の話題~	(MKSA)	OKB) 1. メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) とは やその他の機序に
야	第41巻第8号(PDF 約 690KB)	第41巻第7号(PDF 約 790KB)	第41巻第6号(PDF 約 710KB)	第41巻第5号(PDF 約 650KB)	第41巻第4号(PDF 約 850KB)	第41巻第3号(PDF 約 1,000KB)	第41巻第2号(PDF 約 900KB)	第41巻第1号(PDF 約 700KB)

音声付き パワーポイントでの提供

bの機序によるものもある。mec 遺伝子は可

A) 分離状況

子 (Staphylococcal cassette

chromosome; SCC) に存在し、mec 遺伝子を有する SCCである SCCmec は I ~V型に分類される。HA-MRSA はI、II及びIII型、CA-MRSA はIV及びV型、LA-MRSA は

黄色ブドウ球菌はヒトに化膿性炎症を起こす化膿菌であり、敗血症や表皮はく奪性皮膚炎、毒素性ショック症候群やブドウ球菌食中毒等の毒素性疾患も引き起こす。黄色ブドウ球菌のうち、メチシリン耐性 黄色ブドウ球菌のうち、メチシリン耐性 黄色ブドウ球菌のうち、メチシリン耐な動力のでのcous aureus; MRSA)は、メチシリンやオキサシリン等、βラクタム系の抗菌薬に親和性の低い細胞壁合成酵素(penicillin-binding protein; PBP)を産生することにより、ほとんどのβラクタム系抗菌薬に対し耐性を獲得する。MRSAは1980年代以降、国内外において広く分離され、現在遺伝子型により3種に分類されている。

MRSA は古くから院内感染の重要な原因菌とされ、 それらは院内感染型 MRSA (healthcare-acquired MRSA: HA-MRSA) と呼ばれている。その一方、市中の 感 染 者 か ら 分 離 さ れ る 市 中 感 染 型 MRSA

3. 食品からの MRSA 分離状況

(表1)。

IVa 及びV型が主である 1, 2)

MRSA はとト、環境のみならず、食肉や魚介類等食品からも分離が報告されている。そこで 2017 年に東京都内に流通する食品からの MRSA 分離状況及び遺伝子型を調査した" (表2)。

MRSA は、牛肉 44 検体中 1 検体 (2.3%)、豚肉 80 検体中 9 検体 (11.3%)、鶏肉は 57 検体中 6 検体 (10.5%)、その他食肉及び食肉加工品等 33 検体中 1 検体 (3.0%)、魚介類及び魚介類加工品 56 検体中 4 検体 (7.1%)、計 21 検体 (7.8%) から分離された。

図 2. 東京都微生物検出情報(パワーポイント音声版)

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 「地方衛生研究所における感染症等による健康危機の対応体制強化に向けた研究」

分担研究報告書

地方衛生研究所における病原体検査体制に関するアンケート調査

研究分担者 大石和徳 富山県衛生研究所

研究協力者 谷 英樹 木全恵子 綿引正則 磯部順子 板持雅恵

研究要旨

今回の病原体検査体制に関するアンケート調査において、全国 74 の地衛研から回答が得られた.業務管理要綱は92%で設置され、検査区分は58%の機関でウイルス検査と細菌検査が区分されており、区分責任者は87%の機関で設置されていた.信頼性確保部門管理者は62%の機関で自機関内に設置されていた.

検査標準作業書は 97%の機関で準備されており、遺伝子検査については 91%の機関で一定の整備がされていた。また、全ての機関が外部精度管理研修を受けていた。全ての機関で年 1 回以上の研修を受講していた。特に新人研修としては 93%の機関で 0JT 研修を実施していた。72%の機関で内部監査が実施されていた。機器管理については 89%の機関で予算化されていた。

感染症の病原体検査体制の実態を明らかにした.病原体検査体制はおおむね整えられていたが,新人教育,技術伝承や兼務体制など,人員不足にかかる課題について検討が必要である.

A. 研究目的

地方衛生研究所(以下地衛研)は,病原体検査による重要な科学的根拠を提示するなど,衛生行政および自治体の感染症健康危機対応の一翼を担っている.加えて,平成28 年4月の改正感染症法施行により法的根拠が付与された病原体情報の収集について中心的役割を果たすことが求められている

そのような背景の中,2020 年1月以降, 現在に至るまで、パンデミックを起こして いる新型コロナウイルス感染症のウイルス 検査対応は地衛研にとって最優先業務とな っており、ますますその役割は重要となっ ている. また、新型コロナウイルスに限ら ず, 病原体検査は感染症 (感染性食中毒を含 む) やバイオテロ疑い等の健康危機におけ る地衛研の主な担当業務であるが、これら の検査には精度と迅速性が求められるため, 「検査の質」の確保が必須である. 検査の質 の確保には、検査を担当する専門技術職員 および機器設備等を切れ目なく維持してい くことが不可欠である. とりわけ, 検査技術 の維持には、検査機関における人材育成が 重要なカギとなる, 先行研究 (病原微生物検 査体制の維持・強化に必要な地方衛生研究 所における人材育成及び地域における精度 管理に関する協力体制構築に向けた研究 代表 皆川洋子 平成30年~令和元年)で

は、微生物検査担当者を対象とし、知識技能項目を整理したコンピテンシーリストが作成されている.しかしながら、そのコンピテンシーを用いた人材育成が現実的であるかは検証されていない.そのためには、現時点で平成28年度に改正された感染症法の中の「病原体検査体制の強化」の実態を把握する必要があると思われる.

そこで,本研究では,アンケート方式による病原体検査体制の実態調査を実施し,現在の各機関の検査体制の実情を明らかにすることにより,今後の検査体制の充実,人材育成等を行うための検討内容に資することを目的とした.

B. 研究方法

1. 調查対象機関

地方衛生研究所全国協議会(地全協)に登録している83機関(都道府県47機関,市区36機関)

2. 調査期間 令和2年10月~11月

3. 調查方法

電子メールによりアンケートのエクセルファイル(別添1「地衛研における病原体検査体制に関するアンケート調査」)を配布した.回答は、都道府県と市区別

に集計を行った.

- 4. アンケート内容:以下の項目について, 質問し,回答は選択肢から選択してもら う方法とした.
 - 1. 感染症検査体制
 - ① 要綱の設置状況
 - ② 検査部門管理者
 - ③ 検査区分
 - ④ 区分責任者
 - ⑤ 信頼性確保部門管理者
 - 2. 文書管理
 - ① 検査標準作業書
 - ② 遺伝子検査の精度確保
 - ③ 精度管理
 - 3. 研修
 - 4. 監査
 - 5. 機器管理

C. 研究結果

- 1. アンケート結果概要
- 1. 回答状況

調査対象は、地全協に登録している地衛研83機関にアンケートを依頼したところ、74機関(89.1%)から回答を得た、内訳は、都道府県から43/47(91.4%)機関と市区から31/36(86.1%)機関であった。

2. アンケート結果

次に設問毎の結果の詳細について記載する.

2-設問1:感染症等検査業務管理要綱は作成 されていますか?

業務管理要綱は 68/74 機関 (91.9%) で, 作成していない 6 機関中 4 機関は現在作成 中であったが 2 機関は必要なしとの回答で あった.

回答	機関数 n=74	-
①作成済み	68	】 ──検査体制に関する質問へ
②現在作成中	4	J. KARINGK, JUKIN
③作成予定なし	2	理由:必要性なし 検査体制の質問へ

2-設問2:検査部門管理者は定められていますか?

67/74機関 (90.5%) が専任の検査部門管理者を定めていた. 回答が得られた 60機関において, 検査部門管理者の役職は 26/69

(37.7%) が所長, 18/69 (26.1%) が部長であった.

回答	機関数	専任役職	機関
	n=74	所長	
①専任として定められている	67	部長	
①存在として定められている	07	課長	
		係長	
②定められていない	1	技術次長	
		室長	
③区分責任者と兼務で定めている	5	副所長	
		感染症部長(検査員と兼務)	
④無回答	1	技術副所長	
		検査部門責任者	
		主幹研究員(絵括)	
		総括技術管理幹	
		担当リーダー	
		班長	

2-設問 3: ウイルス検査と細菌検査と区分されていますか?

43/74 (58.1%) の機関で細菌とウイルスが 区分されていた. うち3機関ではウイルス, 細菌以外の部署があると回答した.

回答	機関数 n=74	
①区分されている	40 (29)	
②区分されていない	30 (11)	
③ウイルス・細菌以外にも区分が ある	3 (3)	医動物検査 ➡ 「その他」という 設定がある
④回答なし	1	

():都道府県数

2-設問 4: 区分責任者は定められていますか?

全体では 86.5% (64/74)の機関で区分責任者を定めている. ウイルスと細菌が区分されている機関では 23/43 (53.5%)機関が区分毎に専任の責任者を設置している. 一方, ウイルスと細菌の区分がされていない30機関のうち, 43% (13/30) の機関で区分責任者は検査担当者あるいは部門管理者との兼務であった.

「ウイルスと細菌が区分されている」

回答	機関数 n=43
①専任として区分毎に定めら れている	23
②区分数にかかわらず1名で対 応している	9
③定められていない	2
④部門管理者と兼務である	0
⑤検査担当者と兼務として定 められている	8
⑥無回答	1

「ウイルスと細菌が区分されていない」

回答	機関数 n=30
①定められている	14
②定められていない	3
③検査担当者と兼務している	9
④部門管理者と兼務している	4

2-設問 5: 区分責任者の役職は?

「ウイルスと細菌が区分されている」を選択した機関;

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
役職名	
係長	5
課長	5
主任研究員	2
部長	4
専門研究員(主任)	1
ウイルス及び細菌研究室長	1
衛生生物班班長	1
各研究科長	1
科長	1
科長、専門研究員	1
グループ長	1
グループリーダー	1
研究員	1
研究専門員、主任専門研究員	1
研究専門員等	1
主幹(細菌・ウイルス)	1
主幹研究員・主任研究員	1
主査	1
専門員(課長補佐級)	1
担当研究室長	1
担当主席研究員	1
統括主任研究員	1
微生物検査研究課長	1

2-設問6:検査担当者の人数

「ウイルスと細菌が区分されている」を選択した機 関:():都道府県数

ウイルス,細菌の検査担当者が5名以上と回答した機関がもっとも多かった. その数はそれぞれ18/44(40.9%)機関,16/44(36.3%)機関で,そのうち,両方の区分とも5名以上と回答したのは12/44機関(27.3%)であった.

ウイルス検査区分		細菌検査	細菌検査区分		検査兼任	
回答	機関数 n=44	回答	機関数 n=44	回答	機関数 n=9	
5名以上	18(14)	5名以上	16(13)	5名以上	2(2)	
4名	10(5)	4名	12(6)	4名	0	
3名	9(5)	3名	10(7)	3名	0	
2名	5(4)	2名	3(3)	2名	3(3)	
1名	1(1)	1名	1(1)	1名	4(3)	
専任不在	1(1)	専任不在	2(2)	専任不在	0	
	(30)	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	(32)			

2-設問7: 施設の検査担当者の人数

「ウイルスと細菌が区分されていない」を選択し

た機関;():都道府県数

ウイルスと細菌が区分されていない機関における担当者数は19/30 (63.3%) が5名以上であった. 都道府県の地衛研はすべて5名以上と回答した.

人数	機関数 n=28
⑤5名以上	18 (9)
④4名	5
③3名	4
②2名	1
①1名	0
⑥専任不在	0

2-設問8:区分責任者の業務

検査業務従	事の有無	食品区分との兼務の)有無
回答	機関数 n=74	In 22	機関数 ≔69
①ない	15 (12)	①病原体検査のみ専 ₂ 任である	6 (9)
②時々ある	25 (12)		
③常時従事	30 (18)	②兼務している 4	1 (23)
④空白	4(1)	③複数で役割分担し ₂ ている	

():都道府県数

*区分責任者の74% (55/74) は検査業務を兼務している. そのうち,市区の兼務割合は25/55 (45.5%) であった.

2-設問9: 信頼性確保部門はどこに設置されていますか?

回答	機関数 n=74
①地衛研内に設置	46
②所外に設置	24
③設置していない	1
④空白	3

2-設問10:信頼性確保部門管理者の所属部 署あるいは役職は?

信頼性確保部門管理者は、機関内に設置している場合が半数以上(46/74機関: 62.2%)であった. その役職は精度管理部門責任者、次長が多かった. 一方, 所外に設置されている機関としては本庁の感染症担当部署(13/24機関: 54.2%)がもっとも多かった. ():都道府県数

① 機関内に設置

回答	機関数 n=46
①精度管理部門責任者	14 (8)
②次長	11 (7)
③ 総務課長	2 (2)
④ 検査に関与しない総務(庶務)課担当者	3 (1)
⑤ その他	16 (8)

②所外に設置

回答	機関数 n=24
① 厚生部	1 (1)
② 感染症担当部局	13 (8)
③ 保健所	8 (2)
④ 自治体内精度管理担当部局	1
⑤ その他	1

2-設問11: 検査標準作業書を作成した感染症 (疾患名) は何件ですか?検査に使用する試薬,機器に関する標準作業書は作成しましたか?

():都道府県数

検査標準作業書の整備済み疾患数と機関数

ウイルス部門 1(1)	細菌部門
1(1)	2(2)
	2(2)
6(4)	1
15 (9)	5(2)
22(11)	21(13)
28(14)	38(21)
2(1)	6(4)
74(40)	73(41)
	6(4) 15(9) 22(11) 28(14) 2(1)

ウイルス部門及び細菌部門共に標準作業書が整備されていなかったのは2機関のみであった。ウイルスの標準作業書が31以上とした機関における細菌部門の標準作業書は平均17疾患と、およそ半数であった。

試薬・機器管理に関する標準作業書整備状況

状況	機関数
作成した	51(26)
一部作成していない	14(12)
作成していない	5(1)
2類感染症の検査は行わない ので必要ない	3(1)
	73

*2類感染症については、試薬・機器管理は必至となっている

2-設問12: 遺伝子検査について整備されて いる項目を挙げてください(複数回答可)

核酸抽出と増幅産物検出の作業をする場所を明確に分けているのは58/74 (78.3%)機関、そのうち試薬調製場所も明確に区別しているのは42/74 (56.8%)機関、さらに遺伝子検査防止要領も整備している機関は26/74 (35.1%)であった。また、試薬調製場所のみ区別している機関が9機関であった。91% (68/74)の機関で一定の整備がされていた。

遺伝子検査実施に関する整備状況

選択項目内容	選択項目	機関数
①核酸抽出作業を行う室と遺 伝子増幅産物の検出作業室が	123	25
明確に区分けされている	12	17
	23	2
②試薬調整場所の区別	1	16
	2	7
③遺伝子検査汚染防止要領等	3	1
の整備済み		68

():都道府県数

2-設問13: 標準作業書に従い, 検査が確実 に実施されていることを確認する方法を教えてください.

確認方法	機関数 n=72
③検査記録で確認する	51
②複数体制で検査③検査記録で確認する	6
②複数体制で検査	6
①②複数体制で検査③検査記録で確認する	4
①実験室にて検査状況を確認	4
なし	1

2-設問14: 外部精度管理調査への参加状況 と参加した精度管理の内訳(主催者別)

参加状況等	機関数 n=74
①参加したことがある	74
②参加したことがない	0
③参加したいが予算がない	0
④参加したいが人手がすく なく参加を見送っている	0

*全機関が参加実績あり

参加団体別

参加した外部精度管理	機関数 n = 68
①厚労省主催	19
① 厚労省主催 ②研究班主催	12
① <u>厚労省主催</u> ②研究班主催 ③法人主催	13
①厚労省主催②研究班主催 ③法人主催④業者主催	15
①厚労省主催②研究班主催 ④業者主催	6
① <u>厚労省主催</u> ③法人主催	2
① <u>厚労省主催</u> ③法人主催 ④業者主催	1

厚労省主催 (感染症病原体検査) の精度管理 は、全機関が参加実績あり

研究班主催 46機関 法人主催 18機関 業者主催 7機関

3-設問15:内部精度管理を実施していますか?

実施状況	n=74
① 検査項目毎に定期的に実施している	25
② 定期的ではないが実施している	34
③ 未実施	15

*約2割の機関では内部精度管理を実施していなかった.

2-設問16: 検査担当者が受講する研修項目 を選んでください.

研修項目	機関数 n=68
①バイオセーフティ関連	4
①バイオセーフティ関連②病原体検査技術関連	1
①バイオセーフティ関連②病原体検査技術関連 ③精度管理関連	2
①バイオセーフティ関連②病原体検査技術関連 ③精度管理関連④その他情報収集(学会など)	18
①バイオセーフティ関連②病原体検査技術関連 ④その他情報収集(学会など)	8
①バイオセーフティ関連④その他情報収集(学会など)	1
②病原体検査技術関連	12
②病原体検査技術関連③精度管理関連	1
②病原体検査技術関連③精度管理関連 ④その他情報収集(学会など)	9
②病原体検査技術関連④その他情報収集(学会など)	3
④その他情報収集(学会など)	9

2-設問17: 検査担当者一人が1年間に受講する研修の回数を教えてください. 新人教育の実施方法を選択してください.

検査担当者の年間の研修受講回数

年間回数	機関数 n=75*
① 1~2回	66
② 3~5回	8
③ 5回以上	1

*複数回答1施設あり

新人教育実施方法	機関数 n=74
① OJT指導者が専任で実施している	14(2)
② 検査項目ごとにコンピテンシー を作成し、新人の技術のレベル確認 を行っている	5(1)
③ 検査実施時に新人への教育を同 時に行う	55

()は③も実施していると回答した機関数

*実際に0JTで新人教育を実施しているところは70機関(①+③+②の一部,94.6%)であった.

2-設問18: 内部監査について, 定期的に実施していますか?

内部監査について	機関数 n=74
① 毎年実施している	53
② 実施したことはない	12
③ 内部監査標準作業書を 作成していない	9

53施設 (71%) の機関が内部監査を定期的に 実施している.

3-設問19:機器の維持管理について予算化していますか?

予算化の有無	機関数 n=74
① 予算化されている	66
② 予算化されていない	8

66機関(89%)で予算化されており、機器が維持管理されている.

3. アンケート結果と要約

アンケートに対するすべての回答の集計 結果を表1に、その要約を表2に示した.

集計は,74機関全体と都道府県,市区別に実施した.

3-1. 都道府県地衛研と市区地衛研による 回答結果の比較

地衛研を都道府県と市区の 2 区分に分け, 回答の傾向に違いがあるか, 区分毎の選択 割合(%)比較した.この比較には,80 項目(表 1) のうち,少ない回答数を除いた 51 項目 (表1:【項目 No.】 a01~a51) を用いた.

下記の Group 1(とした項目は,都道府県,市区どちらにおいても既に実施されている割合が高かった.項目 No. a31, a32 はいずれも外部精度管理調査への設問であるが,どちらの区分でも高い割合で対応されていた.「項目毎にコンピテンシーを作成し,利用しているか」との設問(回答 No. 45)では,実施していると回答したのは,都道府県で5/43(11.6%),市区では実施していると回答した機関はなく,いずれも実施割合は低かった.

これに対し、以下の Group 2 に示した設問に対し、該当すると回答した機関は、都道府県では30%未満であったのに対し、市区では50~60%と高い割合であった。とりわけ、細菌とウイルスの区分がなされていないと回答した割合は都道府県では26%であったのに対し、市区では61%と高かった。

Group 1

a01:業務管理要綱の設置

a02:検査部門管理者の設置

a31:外部精度管理への参加

a32:外部精度管理・厚労省主催

a43:年1~2回の研修会等の参加

a50:機器維持のための予算化

Group 2

a04: ウイルス, 細菌区分なし a16: 区分責任者の専任

6

a22: ウイルス区分 SOP 1-10 件

D. 考察

本アンケート調査の対象は、地全協に登録している病原体検査機関である。全国には約1,700余りの市町村があるが、地全協に登録している市区町村の地衛研は比較的規模の大きな自治体である場合が多い。

本アンケート調査の 20 の設問には 80 の 選択項目があり、多くの機関で選択された 51 項目(表1,項目 No. a01~a51) につい て、都道府県と市区の項目を比較した.

平成28年の感染症法改正後,都道府県と市区でそれほど検査体制に大きな差はなく,業務管理要綱の整備,検査部門管理署の設置,外部精度管理への参加,さらに検査担当者の研修,検査機器の管理,整備にかかる予算措置等について同様に整備が進んでいると考えられた.一方,市区に特徴的に認められた項目は,ウイルスと細菌検査区分として分けていない(a04)など,自治体の規模に由来すると考えられる項目であった.

平成28年度の感染症法の改正に伴い、地衛研における病原体検査の質を確保するため、食品検査の分野におけるGLPのような体制を整備する必要が求められている。多くの地衛研では、人員の関係から食品検査を担当する病原体検査を担当する協会が多い。従って、今回求められている体制の構築は先行する食部といる体制の構築は先行するものと思われる。しながら、この体制には膨大な書類作成、確認作業等が伴うため、限られた人員の中でとは容易ではない。また、区分責任者や検査担当者、部門責任者の業務が、兼任などで対応されることも課題の一つである。

今回のアンケートでは、検査業務を兼務する区分責任者としている機関が全体の74%と高く、人員が足りていないことを示している。市区ではこの兼務体制が81%を占め、機関の規模が影響していると推定される。また、91%(68/74)の機関で遺伝子検査実施に関する一定の整備がされていたが、残りの9%の機関については課題がある可能性が考えられた。

全ての機関の検査担当者は少なくとも年1回以上の研修を受講していた.しかしながら,新人教育については,コンピテンシーリストを作成して人材育成に活用しているのは都道府県の少数の検査機関に限られていた.新人の教育は,実際の検査業務の中で実施され,0JT 指導者による教育,コンピテンシーの活用までには至っていない実態が明らかとなった.

先行研究の報告にもあるように, 地衛研にとって, 人員確保, 教育, 検査技術の継承が大きな課題である.

一方,病原体検査の標準作業書の作成,精度管理調査への参加については,9割以上の機関で実施されていた.研修については,すべての機関で受けているという回答が得られた.また,監査については,全体の72%で実施されており,機器管理の予算として,約9割の機関で予算化されていた.

E. 結論

今回のアンケート調査により、全国 74 の 地衛研から回答を得ることができ、感染症 の病原体検査体制の実態を明らかにした.

病原体検査体制はおおむね整えられている中で,新人の教育,技術伝承や兼務体制など,人員不足にかかる課題について検討が必要であると思われた.

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

論文発表なし 学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし 目的

感染症法の改正による病原体検査体制の強化により、地方衛生研究所(地衛研)等の感染症 (病原体)検査結果の質の確保が求められるようになりました。そのため、地衛研は病原体 検査の体制を構築し、維持していくことが必要となっています。これまで、標準作業書の作 成、精度管理の在り方や研修の必要性などについて、厚生科研の調査研究からさまざまな提 言等がなされてきました。その中で、人材及び予算等の課題についても触れられているとこ ろです。

このような背景の中、病原体検査の質を維持し、さらに向上させるために、実際の検査体制の整備状況等を把握し、課題等を明らかにする必要があると思われます。そこで、貴所の感染症検査体制の整備状況について把握するため、以下の設問にご回答いただきますようお願いいたします。

[1]	回答者情報			
	施設名:			
	回答者名:			
	連絡先e-mail:			
[2]	感染症検査体制	について		
1	感染症等検査業務	务管理要綱		
1-1	感染症等検査業	務管理要綱は作り	或されていますか?	
	①作成済み		選択された方は設問2へ	
	②現在作成中		送がされた力は故向とへ	
	③作成予定はない	. 1	選択された方は設問1-2へ	
1-2	作成されていなし)理由は何ですか	?	
	①知らなかった	Ξ		
	②必要ないと思	∄われる		
	③その他			
			次は設問3へお進みください	
2	感染症検査の組織	織体制		
2-1	検査部門管理者は	は定められていま	すか?	
	① 専任として	定められている	貴所における役職を記載してください⇒	
	② 定められて	いない		
	③ 区分責任者	と兼務で定められ	れている	
2-2	ウイルス検査と糾	田菌検査と区分さ	れていますか?	
	① 区分されてい	いる	選択された方は設問2-3へ	

	② 区分されていない 選択された方は設問2-5へ	
	③ ウイルス・細菌以外にも区分がある(具体的に)	
2-3	「区分されている」と回答された方にお聞きします。	
	区分責任者は定められていますか?	
	① 専任としてそれぞれの区分毎に定められている (役職名記載→)	
	② 区分数に関わらず1名で対応している	
	③ 定められていない	
	④ 部門管理者と兼務である	
	⑤ 検査担当者と兼務として定められている	
2-4	「区分されている」と回答された方にお聞きします。	
	検査担当者の人数についておたずねします	
	ウイルス区分検査担当者の人数	
	細菌区分担当検査担当者の人数	
	ウイルス・細菌区分兼任検査担当者の人数	
2-5	「区分されていない」と回答された方にお聞きします。	
	検査区分責任者は定められていますか?	
	① 定められている	l
	② 定められていない	
	③ 検査担当者と兼務している	
	④ 部門管理者と兼務している	
2-6	「区分されていない」と回答された方にお聞きします。	
	検査担当者の人数は何人ですか	
	①1名 ②2名 ③3名 ④4名 ⑤5名以上 ⑥専任不在	
2-7	区分責任者の方についてお聞きします。	
	1. 区分責任者の方も検査業務を行うことはありますか?	
	① ない	
	② 時々ある	
	③ 検査担当者と兼務しているため、常時、検査業務に従事している	
	2. 病原体検査業務の他に食品部門の区分責任者も兼任していますか?	
	① 病原体検査のみ専任である	
	② 兼終している	

③ 複数で役割分担している

2-8 信	言頼性確保部門管理者につ	ついてお聞きします。	
	信頼性確保部門はどこに	こ設置されていますか?	
	① 地衛研内に設置	選択された方は設問2-9へ	
	② 所外に設置	選択された方は設問2-10へ	
2-9 信	言頼性確保部門管理者はと	ごの部署または役職が担当していますか	`?
	① 精度管理部門責任者		
	② 次長		
	③ 総務課長		
	④ 検査に関与しない総額	務(庶務)課担当者	
	⑤その他		
2-10 信	言頼性確保部門管理者の担	旦当部署(地衛研以外)はどこですか?	
	① 厚生部		
	② 感染症担当部局		
	③ 保健所		
	④ 自治体の中の精度管理	理担当部局	
	⑤ その他		
3 7	文書、機器、試薬、精度管	管理、研修等管理について、文書の整備	状況についてお聞きします。
3-1 枚	食査標準作業書の整備につ	ついて	
Ð	見在、検査標準作業書を作	F成した感染症(疾患名)は何件ありま	
	ウイルス区分		
	細菌区分		
3-2 枚	検査に使用する試薬、機器	景に関する管理に関する標準作業書は作	成しましたか?
	① 作成した		
	② 一部作成していない		
	③ 作成していない		
	④ 2類感染症の検査は行	行わないので必要ない	
3-3 ង៉	遺伝子検査について整備さ	されている項目を上げて下さい。(複数	(可)
	① 核酸抽出作業を行う3	室と遺伝子増幅産物の検出作業を行う3	 室が明確に区分されている
	② 試薬調整場所は区分り	けされている	
	③ 遺伝子検査汚染防止	要領等が別途定められている	
3-4 枚	食査が標準作業書に従い、	確実に実施されていることを確認する	方法を教えて下さい。
	① 実験室に出向き、検査	査状況を確認する	

② 複数体制で検査を行う

③ 検査記録で確認する 3-5 精度管理について 外部精度管理調査に参加していますか? ① 参加したことがある 選択された方は設問3-6へ それ以外の方は設問3-7へ ② 参加したことはない ③ 参加したいが予算がない ④ 参加したいが人手が少なく参加を見送っている 3-6 参加した外部精度管理調査の番号を選んでください。 ① 厚労省主催の病原体検査精度管理調査 ② 厚労科研の研究班が実施している外部精度管理調査 ③ 法人主催の外部精度管理調査(日本臨床検査技師会、食品研究所秦野研究所主催など) ④ 業者主催の外部精度管理(日水製薬株式会社主催など) 3-7 内部精度管理調査を実施していますか? ① 検査項目毎に定期的に実施している ② 定期的ではないが実施している ③ 未実施 4 研修について 検査部門管理者の任務として、検査担当者に研修等の機会を与えることとなっています。 4-1 検査担当者が受講する研修の項目を選んでください。 ① バイオセーフティ関連 ② 病原体検查技術関連 ③ 精度管理関連 ④ その他情報収集(学会など) 4-2 検査担当者一人が1年間に受講する研修の回数を教えて下さい。 ① 1~2回 ② 3~5回 ③ 5回以上 4-3 新人教育についてお尋ねします。 新人教育の実施方法を選んでください。 ① OJT指導者が専任で実施している ② 検査項目ごとにコンピテンシー (ある職務に必要とされる知識や技能や価値観などをまとめた 特性)を作成し、新人の技術のレベル確認を行っている ③ 検査実施時に新人への教育を同時に行う 5 内部監査について、定期的に実施していますか?

	① 毎年実施している
	② 実施したことはない
	③ 内部監査標準作業書を作成していない
6	機器の維持管理について予算化されていますか?
	① 予算化されている
	② 予算化されていない
7	その他、検査業務に関する管理者や責任者の役割分担、精度管理、新人教育、機器の維持管理等
	に関して、課題や提言がありましたら、ご記入ください。(自由記述)

ご記入ありがとうございました。

このファイルは、aeiseikenkyu@pref.toyama.lg.jpへ、メールに貼付して送信してください。

表1. 病原体検査体制に関するアンケート調査結果:都道府県と市区の比較

大項目	小項目	項目 (n, 有効回答数)	回答	合計	都道府県	都道府県	市区(31)	市区(%)	項目No.
	1管理亜細	1 業務管理要綱の設置 (n=74)	作成済み	68	(43)	(%) 98	26	84	a01
	1日在文师	1 検査部門管理者の設置 (n=73)	専任者設置	67	40	93	27	87	a02
		2ウイルス検査と細菌検査の区分の有無と区分責任者の専行	E 区分あり	40	29	67	11	35	a03
		(n=73)	区分なし	30	11	26	19	61	a04
			①5名以上	18	16	37	2	6	a05
		 3 ウイルス検査と細菌検査の区分されている施設の検査担当者	②4名	10	7	16	3	10	a06
		の人数(ウイルス検査区分)	③3名	9	6	14	3	10	a07
		(n=44)	④2名	5	4	9	1	3	a08
			⑤1名 ⑥専任不在	1	1	2	0	0	
	2		①5名以上	16	13	30	3	10	a09
	感染症検査		②4名	12	6	14	6	19	a10
1		4 ウイルス検査と細菌検査の区分されている施設の検査担	③3名	10	8	19	2	6	a11
検		当者の人数(細菌検査区分)	④2名	3	3	7	0	0	
査		(n=44)	⑤ 1名	1	1	2	0	0	
体	0		⑥専任不在	2	2	5	0	0	
制	組	 5 ウイルス検査と細菌検査の区分されていない施設の検査	①5名以上	18	9	5	9	29	a12
	織	担当者の人数	②4名	5	1	2	4	13	
	体	(n=28)	③3名	4	0	0	4	13	
	制		④2名	1 15	12	0 28	3	3 10	a13
		6 区分責任者の業務形態について	①検査業務従事なし ②時々検査業務に従事	25	12	28	13	42	a14
		(n=74)	③常に検査業務に従事	30	18	42	12	39	a15
			④無回答	4	1	2	3	10	
		7 空間な栓本及が金甲栓本部眼のワハキバネの神なのナー	①病原体検査専任	26	11	26	15	48	a16
		7 病原体検査及び食品検査部門の区分責任者の兼務の有無 (n=69)	②食品検査と兼務	41	25	58	16	52	a17
		(11=69)	③複数人で分担	2	2	2	0	0	
		8 信頼性確保部門の設置施設について	①地衛研内(所内)	46	29	67	17	55	a18
		The second secon	②所外	24	12	28	12	39	a19
			>40件	1	1	2	0	0	
		1 (ウイルス検査区分)標準作業書を作成した感染症(疾患名)	31-40件	6	4	9	0	0	
	1	の件数 (n=74)	21-30件 11-20件	15 22	10 16	23 37	5 6	16 19	a20 a21
	検		1-10件	28	11	26	17	55	a21
	査		0件	2	1	2	1	3	922
	標		>40件	2	2	5	0	0	
	準 /5		31-40件	1	1	2	0	0	
	作業	1 (細菌検査区分)標準作業書を作成した感染症(疾患名)の 件数	21-30件	5	3	7	2	6	
	業書	件数 (n=73)	11-20件	21	11	26	10	32	a23
	0		1-10件	32	20	47	12	39	a24
	整		0件	6	5	12	1	3	
	備		①作成済み	51	29	67	22	71	a25
	UHS	2 試薬・機器管理に関する標準作業書の整備状況	②一部のみ作成	14	8	19	6	19	a26
			③作成していない ④二類感染症検査はしないので必要なし	5 3	1	9	2	3 6	
2			①②③整備済み	25	14	33	11	35	a27
文	2	1 遺伝子検査について整備されている項目(複数回答可)	①②整備済み	17	10	23	7	23	a28
書	遺	①核酸抽出と遺伝子増幅の検出作業室の明確な区分	②③整備済み	2	0	0	2	5	
管	伝	②試薬調製場所の区分	①整備済み	16	8	19	2	6	a29
理	子	③遺伝子検査汚染防止要領の設置	②整備済み	7	5	12	2	6	
	検	(n=68)	③整備済み	1	1	2	0	0	
	査		③検査記録で確認する	51	31	72	20	65	a30
	の	2 標準作業書に従った検査実施の確認方法について	②③複数体制で検査し、検査記録で確認する	7	5	12	2	5	
	精	①実験室で状況を確認	②複数体制で検査を実施する	5	2	5	3	1	
	度	②複数体制で検査 ③検査記録で確認	①②③複数体制で検査、実験室で状況を確認した上で、 検査記録も確認する	4	1	2	3	1	
	確	(n=72)	①実験室にて検査状況を確認する	4	1	2	3	1	
	保		④確認していない	1	1	2	0	0	
		1 外部精度管理調査への参加状況 (n=74)	①参加したことがある	74	43	100	31	100	a31
	3		①厚労省主催	68	37	86	31	100	a32
	2 参加外部精度管理事業(複数選択可)		②研究班(厚生科研費)主催	46	25	58	21	68	a33
	精 (n=163)	(n=163)	③法人主催 (秦野等)	30	17	40	13	42	a34
	度		④業者主催	19	11	26	8	26	a35
	管理	3 内部精度管理の実施について	①検査項目毎に定期的に実施	24	13	30	11	35	a36
	理	(n=73)	②定期的でないが実施 ③実施していない	34 15	19 10	23	15 5	48 16	a37
	1		①バイオセーフティ関連	41	22	51	19	61	a38 a39
3 研		1 検査担当者の研修項目 (複数回答可)	②病原体検査技術関連	53	30	70	23	74	a40
	(n=167)		③精度管理関連	27	14	33	13	42	a41
			④その他 (学会など)	46	30	70	16	52	a42
	研	2 検査担当者の受講研修数	①1~2回	66	37	86	29	94	a43
修修	修	2 検査担当者の受講研修数 (n=74)	②3~5回	7	5	12	2	6	
199		W /	③5回以上	1	1	2	0	0	
			①OJT担当者の専任	14	8	19	6	19	a44
		3 新人教育の実施方法	②項目毎にコンピテンシー作成し、利用	5	5	12	0	0	a45
			③検査業務と新人教育を兼ねる	53	29	67	24	77	a46
A B±-±-	内がをキ	内部監査について定期的に実施について	①毎年実施	53	31	72	22	71	a47
4 監査	内部監査 (n=74)		②実施実績なし	12	5 7	12	7 2	23	a48 a49
		機器の維持管理について予算化の有無	③内部監査標準作業書なし ①予算化されている	9 66	38	16 88	28	6 90	a49 a50
5機器管理	機器管理	(n=74)	②予算化されていない	8	5	12	3	10	a50 a51
	1	I, ,	@ 1 34 10 C 40 C A .W A.			14		10	451

表 2. 病原体検査体制に関するアンケート調査:集計結果の要約

1 感染症検査体制

要綱の設置状況:92% (68/74)の機関で設置 検査部門管理者:91% (67/74)の機関で設置

検査区分:58% (43/74)の機関でウイルスと細菌検査を区分

区分責任者:兼務を含めると87%(64/74)の機関で設置

信頼性確保部門管理者:62%(46/74)の機関が自機関内に設置

2 文書管理

検査標準作業書:少なくとも 97% (72/74)の機関で設置済

遺伝子検査実施に関する整備状況:91%(68/74)の機関で一定の整備あり

精度管理:感染症の外部精度管理は全機関が参加

3 研修:全機関で検査員は年1回以上の研修受講、新人研修は93% (69/74)の機関が0JT

4 内部監査: 72% (53/74)の機関で実施

5 機器管理:89%(66/74)の機関で予算化され管理されていた

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 「地方衛生研究所における感染症等による健康危機の対応体制強化に向けた研究」

分担研究報告書

地方衛生研究所等における病原体検査の質保証に向けた人材養成に関する研究

研究分担者 吉田弘 国立感染症研究所

研究協力者 小笠原和彦 青森県環境保健センター

筒井理華 青森県健康福祉部保健衛生課 高橋雅輝 岩手県環境保健研究センター

藤森亜紀子 岩手県環境保健研究センター 山下裕紀 岩手県環境保健研究センター 高橋知子 岩手県環境保健研究センター

横井一 千葉市環境保健研究所 松岡隆介 国立感染症研究所

福岡隆月 国立窓朱延切元別 望月靖 岡山県環境保健センター

研究要旨 地方衛生研究所等における病原体検査の質保証体制を検討すべく、検査部門主体による検査の質の自主管理の取り組みとして1年間のヒヤリハット情報収集を行った。取り組みは継続して実施することが望まれる。また地方衛生研究所における人材育成の課題の整理し、0JT時の新任-現任の検査担当者を対象としたコンピテンシーリスト作成を試みた。本リストは施設の検査体制に対応させるとともに適宜内容をアップデートすることが必要と考えられる。

A. 研究目的

平成 26 年の感染症法改正では、地方衛生研究所等で実施する病原体検査に一定の信頼性の確保が規定された。関連して発出された「改正省令」、「検査施設などにおける業務管理要領」では各施設の実情を踏まえた品質保証システム(QMS)導入が示されている。しかし地方衛生研究所の検査体制は全国一律ではなく、また質保証の具体的なノウハウの蓄積がない状況である。

他方、我が国は健康危機管理体制のコアキャパシティ構築の参考にするため IHR(国際保健規則) に関連した合同外部評価(JEE)を 2018年に受検し、評価項目の一部で地方衛生研究所における検査の質保証体制の強化が指摘されたところである(平成 29年度厚生労働科学特別研究「国際保健規則(IHR)に基づく合同外部評価に向けた実施体制と評価手法に関する研究」)。

質を担保しつつ恒久的な病原体検査体制を確立するには、従来の技術研修のみなら

ず、マネジメントレベルの取り組みが必要とされる。具体的にはヒューマンエラー予防など質管理法の導入、並びにコンピテンシーに基づく研修法等の検討を通じ、国内全体の検査の質について均てん化を図っていくことが考えられる。

「改正省令」、「検査施設などにおける業務管理要領」に基づく検査の質保証のシステムは、内部精度管理の実施、EQA(外部精度調査)への参加に加え、記録文書の内部監査を基本とするが、外部による技術面の査察(audit)は含まれていないため、検査部門による自主的な取り組みが求められることとなる(平成30年度厚生労働科学研究国内の病原体サーベイランスに資する機能的なラボネットワークの強化に関する研究分担研究「感染症法に基づく病原体等検査に関わる信頼性確保部門担当者向け研修ガイドラインの検討」)。

このため検査部門の自主的な取り組み事 例として、検査の各工程でどのような予防 可能なリスクがあるか把握するべくヒヤリ ハット調査を通年で試行し、検査担当者間 で共有するためのプラットフォームを検討 することとした。

また戦略的な人材養成を検討するためには、現行の研修実施体制の課題を整理するとともに、現任教育の在り方に焦点を当てた。即ち地方衛生研究所職員の後任者へ引継ぎの時間が必ずしも十分とは限らず、新任者への技術研修は OJT が中心である現状を踏まえ、先行研究(皆川班)で検討されたコンピテンシーリスト及び JEE で示している公衆衛生ラボのコア技術項目を統合し、現任時に望まれるコンピテンシーリストを作成、施設内人材養成について検討を行うこととした。

B. 研究方法

1. 病原体等検査における検査プロセスの 改善に向けた自主管理体制の検討

感染症検査を実施する際、どの工程でどのようなリスクがあるか調査することを目的としたヒヤリハット事例の調査を行った。 対象者:青森県環境保健センター(あるいは A 地方衛生研究所 <u>P</u>) 微生物部職員 5

調査期間:2019年12月~2020年11月 調査方法:

- ・各職員に、別添ヒヤリハットトライアル報告様式(図1)に1日毎の主な事例を記入し、1か月に1回月初めに(翌月5日頃)提出を依頼。
- ・事例を記入する際、ヒヤリハットや逸脱、 不適合事例を区別せず、報告することとし た。
- ・記入する項目は、以下の6項目とする。

①受付、②検査(検査方法)、③検査(容器等)、④検査(試薬)、⑤判定、⑥結果通知

※内容の如何に関わらず、個人の責任を 問うことはないことをフォームに明記した。

2. 地方衛生研究所における人材育成の課題の整理とコンピテンシーリスト作成の試み

1)地方衛生研究所における検査担当者を対象とした人材養成の関する制度を地域保健、感染症、食品衛生にかかわる関連法令と対比しつつ整理した。

2) 先行研究(皆川班)で検討されたコンピテンシーリスト(インフルエンザ検査)、JEEによる評価フレームで示された、公衆衛生ラボが必要とする6つのコア技術と岩手県環境保健センターで実施する病原体検査項目と比較、検討を行った。

C. 研究結果

1. 病原体等検査における検査プロセスの 改善に向けた自主管理体制の検討

検査プロセスを①受付、②検査(検査方法法)、③検査(容器等)、④検査(試薬)、⑤判定、⑥結果通知に分類し、どのプロセスで起きたか、起きた場合の事象を任意記載としヒヤリハット事例の収集、分類を行った。

R1年12月からR2年11月の間に延べ62件の報告があり①受付は2件、②検査(検査方法)は18件、③検査(容器等)は23件、④検査(試薬)は16件、⑤判定は2件、⑥結果通知が1件収集された。

検査自体に関わる事項が大部分を占め② -④で57件(57/62=91.9%)であった (図2)。

事例にはすべて具体的な事象の記載があったため、更にサブ項目に分類を行った。

②検査(検査方法)は電気泳動 11 件、PCR 6件、培地作成 1件にかかわる 事項に細分類できた(図3)。

③検査(容器等)は保管に関する事項 9件、機器使用 8件、PCR 4件、廃棄 2件に分類できた。④検査(試薬)はPCR 15件、細胞培養 1件に分類できた

(図)。これらの共通因子は PCR 検査のプロセスに関する事項であることが示された。

- 2. 地方衛生研究所における人材育成の課題の整理と 0JT 時のコンピテンシーリスト 作成の試み
- 1)地方衛生研究所における検査担当者を対象とした人材養成の課題の整理
- 公衆衛生活動にかかわる人材確保養成の概要を図 4 図 8 に整理した。そして配置される職種、常勤職員数と検査に用いられている機器の整備状況を整理した(図 9 図 11)。
- 地方公共団体における人材育成について平成 28 年の改正地方公務員法にてコンピテンシーを取り入れた能力評価が始まっている(図 6)。
- 衛生分野では平成 27 年の地域保健法 基本指針改正時に、公衆衛生活動にか かわる人材養成確保の取り組みとして、 地方衛生研究所職員を含む 0JT による 人材育成指針の整備が求められること となった。基本指針を踏まえ保健師に 関しては人材育成計画ガイドラインが 平成 28 年に制定されている。
- 地方衛生研究所の検査職員を対象とした研修の法的な根拠は「感染症法施行規則」「病原体等検査の業務管理要領」であるが、食品衛生法では施行規則による信頼性確保分野の職員を対象とした研修は明示されている(図7-図8)。
- 以上のことから、地方衛生研究所が提

供する調査、検査業務により、関連する 法令に即した研修が一部明示されてい るが、保健師のような体系だった人材 育成計画ガイドラインが策定されてい るわけではなく、このことが緊急事態 における検査体制を整備するうえで人 材確保上のボトルネックとなる可能性 が示唆された。

2) 0JT 時のコンピテンシーリスト作成の試 み

- 地方衛生研究所の検査職員の定期的な 人事異動の現状を踏まえ、施設単位の 人材育成計画策定を念頭に、OJT で習得 すべき技術項目を検討することとした。
- 具体的には現任時に習得すべき技術と 知識を、新任者、現任者間とブレーンス トーミング方式で整理、分類(新任、現 任、ベテラン*)し、0JTの到達目標の ひな形を作成することとした。

*US-CDC/APHL が作成したコンピテンシーリストは beginner, competent, proficient, expert の 4 段階。 Competency Guidelines for Public Health Laboratory Professionals: CDC and the Association of Public Health Laboratories May 15, 2015 / Vol. 64 / Supplement / No. 1 / Pg. 1 - 95

● 0JT の到達目標設定にあたり JEE の評価項目として公衆衛生ラボ検査のコアとなる技術を参考にした。 JEEのコア技術評価項目は PCR, ウイルス分離、血清診断、顕微鏡観察、POCT, 細菌培養の6種が示されており、受検主体は各自の疫学背景を反映させ、4種類加えた技術を評価することとなっている(図12)。岩手県で実施する病原体検査には加えて、遺伝子解析、定量的 PCR, MLVA.

薬剤耐性スクリーニング試験を含める ことが適当であると考えられた(図13)。

- JEE のコア技術項目に基づき、これらの 技術を含む検査項目として、ESBL 遺伝 子型別と流行予測調査事業ポリオ環境 水調査を選定し、コンピテンシーリス ト案を作成した(図 14、図 15)。
- 次年度以降ブレーンストーミング方式、 及び個別ヒアリングを通じて、各項目 を分類しひな形を作成する予定である。

D. 考察

1. 病原体等検査における検査プロセスの改善に向けた自主管理体制の検討

1年間のヒヤリハット情報収集の結果、 主にPCR 検査にかかわる工程で発生していることを示した。新型コロナウイルス検査 の拡大に伴い2020年度初頭より他部門よ り検査の応援要員が参加することとなり、 ヒューマンエラーの増加が懸念されたが幸 い大きな事象は報告されていない。0JTで 技術研修を行うなか、ヒヤリハット事例を 文書化し報告することで「本人の気づき」 を促進した可能性がある。次年度以降、継 続してヒヤリハット調査の効果について、 ヒアリングなどを通じて検討を行うことと する。

2. 地方衛生研究所における人材育成の課題とコンピテンシーリスト作成の試み 1) 地方衛生研究所における検査担当者を対象とした人材養成の課題の整理

● 地方衛生研究所における検査は様々な 法令に基づく検査が求められている が、検査機器の複雑化、高度化に対応 し、健康危機管理事象が発生した時に 即時対応するためには、保健師のよう なキャリアラダーを含む人材養成策定 し戦略的な人材確保が求められる。

- 特に感染症検査の場合は、バイオセーフティに準拠した検査が必要なため、 人材確保と技術、知識の維持が必要である。
- 改正地方公務員法ではコンピテンシーベースの人材養成を行うこととしており、地域保健法基本指針の枠組みで地方衛生研究所職員の人材養成計画を検討することが適当であると考えられる。

2) 0JT 時のコンピテンシーリスト作成の試 み

- 初年度は ESBL 遺伝子型別と流行予測 調査事業ポリオ環境水調査を選定し、 コンピテンシーリスト案を作成したが、 地方衛生研究所における感染症検査の 項目は広範囲にわたり、かつ用いる技 術、機器も常時アップデートしている 現状である。
- 検査に従事する職員の人材養成に関しては体系的なガイドラインはなく、研修を構成する 0JT、0ff-JT、自習の 3要素を現場レベルで工夫しながら人材養成を行っているのが実情と考えられる(厚生労働研究「地方衛生研究所における病原微生物検査の外部精度管理の導入と継続的実施のための事業体制の構築に関する研究(H26-健危-一般-001)」)。
- 本研究では、JEEが示すコア技術を 取り込んだコンピテンシーリストを策 定し、必須技術を層別化し到達レベル を設定することで、OJT、Off-JT、自習 を組み合わせた施設内人材養成ガイド ラインのひな型策定を目的としている。 しかし固定化した内容ではなく施設の

検査体制に併せ、継続的に内容をアップデートすることが必要と考えられた。

作成を試みた。本リストは施設の検査体制 に対応させるとともに適宜内容をアップデ ートすることが必要と考えられる。

E. 結論

地方衛生研究所等における病原体検査の 質保証体制を検討すべく、検査部門主体に よる検査の質の自主管理の取り組みとして 1年間のヒヤリハット情報収集を行った。 取り組みは継続して実施すること望まれる。 また地方衛生研究所における人材育成の 課題の整理し、新任・現任の検査担当者を対 象とした OJT 時のコンピテンシーリスト

F. 健康危険情報 特に無し

G. 研究発表 論文発表 なし

学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。) なし

図1 調査に用いたヒヤリハットトライアル報告様式

[ヒヤリハットトライアルの記入に関する留意事項]
1 やっちゃった事例、やりそうな事例(以下、やっちゃった事例という)を基に、業務の中でどこでどのようなリスクがあるかりサーチすることが目的であるので、とやリハット・逸説・不適合事例の区別を明確せず、やっちゃった事例を気軽に教えてください。
2 ヒヤリハットトライアルの実施目的は、個人の責任を問うための事例報告ではありません。
3 様式はお試し版なので、基本的な記入方法を示しますが、書き切れない場合は、カレンダーの下を自由にお使いください。
[ヒヤリハットトライアルの記入方法等]
1 記入方法等
(1)氏名を記入してください。
(2)以下の内容に近い番号を()に記入してください。
(3)日に複数のやっちゃった事例があった場合、まなものを3つ記入してください。全て記入しても構いません。
(4)ミスレなかから日は、無に〇を付けてください。
(5)記入し忘れて、やっちゃた事例を思い出さなかった日は、何も記入しなくても構いません。
(6)日付が記入されて、やっちゃた事例を思い出さなかった日は、何も記入しなくても構いません。
(8)日付が記入されたやの高さ及び文字サイズを変更して構いませんが、幅及び曜日の高さを変更しないでください。
2 提出方法等
毎月1回、翌月5日までに1か月分のエクセルファイルを簡井に電子メールで提出してください。

				微生物部	氏名	
2020年				- 12 HP		月
1 やっちゃった 有・無 内容等()	2 やっちゃった 有・無 内容等()	3 やっちゃった 有・無 内容等()	4 やっちゃった 有・無 内容等()	5 やっちゃった 有・無 内容等()	6 やっちゃった 有・無 内容等()	7 やっちゃった 有・無 内容等()
8 やっちゃった 有・無 内容等()	9 やっちゃった 有・無 内容等()	10 やっちゃった 有・無 内容等()	11 やっちゃった 有・無 内容等()	12 やっちゃった 有・無 内容等()	13 やっちゃった 有・無 内容等()	14 やっちゃった 有・無 内容等()
15 やっちゃった 有・無 内容等()	16 やっちゃった 有・無 内容等()	17 やっちゃった 有・無 内容等()	18 やっちゃった 有・無 内容等()	19 やかちゃった 有・無 内容等()	20 やっちゃった 有・無 内容等()	21 やっちゃった 有・無 内容等()
22 やっちゃった 有・無 内容等()	23 やっちゃった 有・無 内容等()	24 やっちゃった 有・無 内容等()	25 やっちゃった 有・無 内容等()	26 やっちゃった 有・無 内容等()	27 やっちゃった 有・無 内容等()	28 やっちゃった 有・無 内容等()
29 やっちゃった 有・無 内容等()	30 やつちゃった 有・無 内容等()	31 やっちゃった 有・無 内容等()			30 (記載例) やっちゃった (3)・無 内容等(1)) 核体受領時、核体番 号を受付台帳や核体 容器等に記えがあった。 転記ミスがあった。	31 (記載例) やっちゃった (記載例) トラン・無 内容等(④) PCRの試薬調整時、ブライマー濃度を間違え た。
月日	内容等()			具体的な内容		

図 2

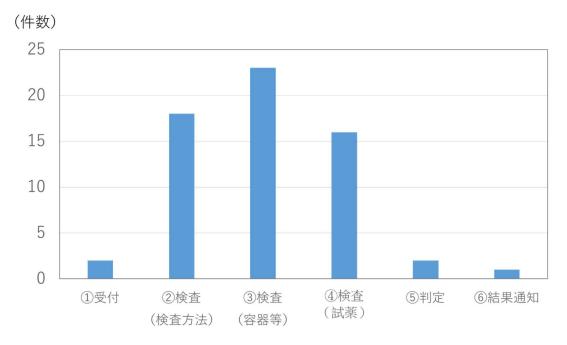
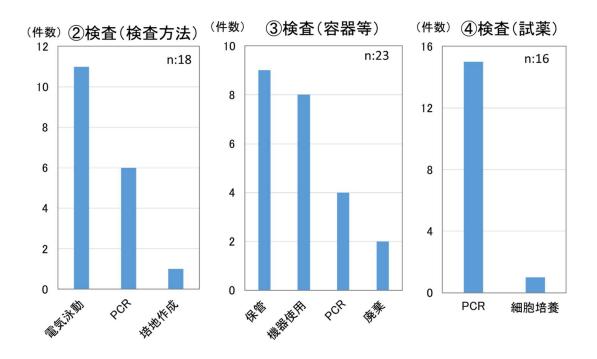


図 3



検査方法に関する事例は技術的な報告(電気泳動時のゲル作成等)、容器等に関する事例は機器 操作や、冷蔵庫の開閉など機器、器具が関連する報告、試薬に関する事例は試薬調製に関わる報 告。

地方衛生研究所職員の人材養成計画について

背景

- 保健所に配置される地域保健従事者の新任時期における現任 教育は15年以上前より問題提起あり
- 以降、保健師を対象としたコンピテンシーに基づく人材育成について検討を継続→平成28年「保健師に関わる研修の在り方などに関する検討会」報告
- 改正地方公務員法(平成28年施行)ではコンピテンシーを取り入れた能力評価
- ・ 平成24年度地域保健法基本指針改正では地方衛生研究所の機 能強化及び人材育成が追記
- 改正感染症法では検査担当者、信頼性確保担当者の研修の実施、研修計画策定は規定されても、人材育成計画策定は明示 されていない

図 5

公衆衛生活動にかかわる人材確保養成の概要

地域保健法

人材確保・育成(第3条)

対象 (地域保健法施行令第五条)

保健所:医師、歯科医師、<u>薬剤師、獣医師</u>、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者

検討の経緯 (一部)

平成14年度「地域保健従事者の資質の向上に関する検討会」

平成15年度「新任時期における地域保健従事者の現任教育に関する検討会報告書」

平成16年度「新任時期の人材育成モデルプログラム作成事業検討会」

平成17年度「新任時期の人材育成プログラム評価検討会」

平成25年 「地域における保健師の保健活動に関する指針」
地方衛生研究所は対象外

平成27年度 「地域保健に従事する人材の計画的育成に関する研究」(奥田班)

"キャリアラダー"

平成26-27年度「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」報告

地域保健法基本指針(平成27年改正)

OJTによる人材育成指針の整備(含む地方衛生研究所)

保健師の人材育成計画策定ガイドライン(平成28年)

人材育成計画は?

改正地方公務員法 (H28)--コンピテンシー反映

保健所

地方衛生研究所

設置根拠

地域保健法

地方衛生研究所の機能強化について (事務次官通知)

職員研修の基本指針

OJTによる人材育成指針の整備(含む地方衛生研究所)

医師、歯科医師、薬剤師、獣 医師、**保健師**、助産師、看護 師、診療放射線技師、臨床検 査技師、管理栄養士、栄養士、 歯科衛生士、統計技術者

保健師の人材育成計画策定ガイドライン (平成28年 科学院) 感染症法基本指針、規則、要領で 研修を明示

食品衛生法基本指針、規則(信頼性確保担当者のみ明示)

研修の実施、計画策定は規定されても 包括的な人材育成計画はない

検討の コンピテンシーリスト ポイント 現任教育 (OJT) キャリアラダー

図 7

地方衛生研究所における人材確保・養成に関連した法令

地方衛生研究所の機能強化について(平成九年厚生事務次官通知)

二 地方衛生研究所の機能強化を図るため、その業務の実施に必要な技術系職員等の確保を図るとともに、その資質の向上に努めること。

感染症法

改正感染症法施行規則(平成27年)

検査担当者への研修

病原体等検査の業務管理要領(平成27年)

検査部門

- ・検査部門と信頼性確保部門で教育訓練、研修実施計画の策定。
- ・検査部門担当者への研修
- ・新任担当者、経験の浅い者については、十分な研修を考慮
- ・病原体等検査方法(検体の受領及び搬送を含む)に関する研修等
- ・精度管理の実施結果に基づき行われる研修等
- ・内部研修、外部研修、学会等への参加

信頼性確保部門

・担当者への研修

食品衛生法

食品衛生法施行規則

第三十七条

・信頼性確保業務を行う職員の研修の計画

食品衛生法基本指針

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

五 試験検査実施機関の体制の整備等

(中略) これらの機関の技術向上及び信頼性確保のための取組を行うとともに、 必要な検査機器の整備、検査員等の関係職員に対する技術研修の実施等に努める

地域保健法

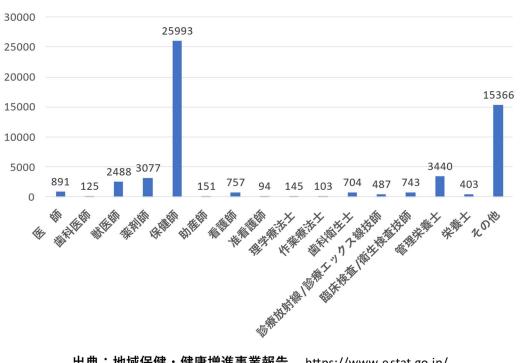
地域保健法基本指針(平成27年改正)

OJTによる人材育成指針の整備(含む地方衛生研究所)

多岐にわたる検査、また技術の進歩に対応す<u>べく、人材養成計画策定が必要</u> (個別の研修では対応困難)

図 9





出典:地域保健・健康増進事業報告 https://www.estat.go.jp/

図 10



化的排放循準

化的機

出典:衛生行政報告例 https://www.e-stat.go.jp/

KONE

水水

Mark to the last of the last o

図 11



出典:衛生行政報告例 https://www.e-stat.go.jp/

JEEによるラボ評価の基準となる10種類のコア検査

6種類のコア検査

IHR対象疾患と低所得国におけるトップ10の死因の感染症に基づいて選択された 6つの検査

インフルエンザウイルスPCR試験ポリオウイルス分離培養HIV血清診断結核菌の顕微鏡検査マラリア原虫の迅速診断検査チフス菌の培養

残りの4つの試験 公衆衛生上の関心に基づいて、各国によって選択

図 13

危機管理上必要と考えられる10種類のコア検査技術(案)

6種類のコア技術

県衛研独自に設定した技術

	JEEで示された指標微生	県衛研が定めた微生
	物	物
PCR	インフルエンザウイルス	左と同じ
細胞によるウイルス分 離	ポリオウイルス	エンテロウイルス (同じピコルナウイ ルスで代用)
血清診断	HIV	インフルエンザHI
顕微鏡による検査	塗抹 (結核菌)	左と同じ
迅速診断(POCT)	マラリア原虫	ロタウイルスイムノ クロマト
細菌培養	チフス菌	左と同じ
遺伝子解析		麻疹ウイルス
定量的PCR		ノロウイルス
MLVA		大腸菌
薬剤耐性菌スクリーニング		MRSA

図 14 EMBL コンピテンシーリストの一部 (たたき台)

ESBL遺伝子型別 cont'ed

	新任	現任	ベテラ ン
研究デザイン		研究目的を熟知している アウトカムを説明できる	
検体収集		被験者に合わせたサンプリングができる	
細菌培養		ESBL産生菌とは何かを説明できる 適切な培地を選択できる 純培養できる 同定できる 適切な菌株保存方法がわかる	
DNA抽出		バイオハザードを知っている 適切な抽出方法を選択できる コンタミネーションの危険性を知っている DNA量を測定できる	
PCR		PCRの原理がわかる 自身でプライマーが選択できる 適切な試薬を選択できる サーマルサイクラーの使用法がわかる コンタミネーションの危険性を知っている 試薬以外の消耗品の種類を列挙できる マイクロピペットの使用方法がわかる トラブルシューティングできる	

図15ポリオ環境水調査のコンピテンシーリストの一部(たたき台)

ポリオウイルス環境水サーベイランス

ボリオワイルス環境水サーベイフンス					
	新任	現任	ベテラ ン		
検体収集		事業の概要を説明できる 適切なサンプリングができる			
検体前処理		検体濃縮用試薬を作製できる 濃縮用消耗品がわかる 濃縮ができる 濃縮検体の保存方法がわかる			
培養細胞管理		培養細胞の種類がわかる 適切な細胞を選択できる 細胞の特性を知っている 増殖用培地を作製・使用できる 細胞のパッセージができる 細胞数をカウントできる コンタミネーションの危険性を知っている ピペット操作ができる クリーンベンチの使用法がわかる トラブルシューティングができる CO2インキュベータの使用法がわかる 倒立顕微鏡の使用法がわかる			
培養		細胞維持用培地を作製・使用できる 培養プレート/チューブを使用できる 適切な検体接種ができる CPEを観察でき、ハーベストできる バイオハザードがわかる			